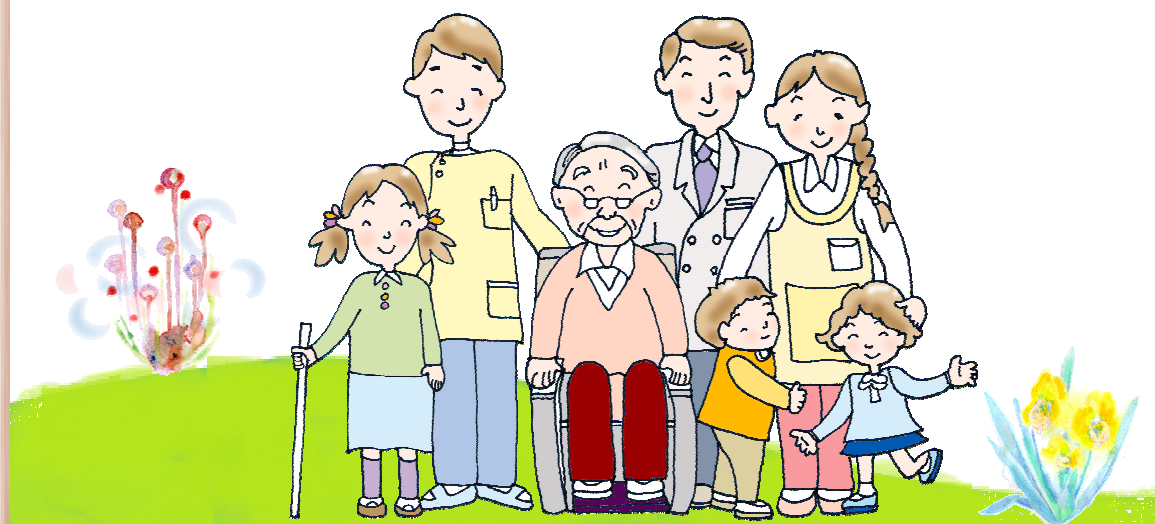


# 第5期 一宮市障害福祉計画

(含 第1期一宮市障害児福祉計画)

H30 → H32



平成30年3月

一宮市



# はじめに



近年、障害のある方を取り巻く状況は、めまぐるしく変化しています。平成 28 年（2016 年）4 月には障害者差別解消法が施行され、それに伴い、行政機関や事業所への差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるなど、より一層障害のある方の視点に立った施策・取り組みの推進が求められるところとなっています。

また、障害児支援対策を強化していくため、平成 28 年（2016 年）5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律においては、新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられることとなりました。それを受け、当市では障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的に策定しています。

当市におきましては、平成 28 年（2016 年）3 月に第 2 次一宮市障害者基本計画（平成 28 年度（2016 年度）～32 年度（2020 年度））を策定し、「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」の基本理念を示すとともに、この理念のもと障害福祉施策を推進してきました。

このたびの第 5 期一宮市障害福祉計画及び第 1 期一宮市障害児福祉計画（平成 30 年度（2018 年度）～32 年度（2020 年度））の策定においては、第 4 期における実績の評価・分析を行うとともに、障害がある当事者や障害福祉サービス事業者へアンケートを実施し、当市の課題を整理しました。また、官民協働の一宮市障害者自立支援協議会からも意見の聴取を行いました。さらには、関係機関の代表の方のほか、障害のある方等にも委員としてご参加いただき、幅広い視野と専門的見地、当事者の視点から活発なご協議をいただき、この計画を策定することができました。

この計画を推進していくためには、一宮市障害者自立支援協議会をはじめとする幅広いネットワークと地域住民のご協力が不可欠となります。市民の皆様はじめ、事業者、企業など関係団体のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定に参画していただきました一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員の皆様はじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

一宮市長 中野 正康

## 【目次】

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	3
(1) 計画の法的根拠と障害者基本計画との関連.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画のポイント.....	5
第2章 一宮市の現状と課題.....	6
1 人口の状況.....	6
2 障害者等の状況.....	7
(1) 手帳所持者の状況.....	7
(2) 難病患者等の状況.....	9
(3) 自立支援医療の状況.....	10
(4) 障害のある子どもの状況.....	10
3 障害福祉サービス等の利用状況.....	12
(1) 障害福祉サービスの見込みと利用実績の比較.....	12
(2) 地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較.....	14
(3) 児童福祉法に基づくサービスの見込みと利用実績の比較.....	17
4 アンケート調査の概要とサービスの利用意向.....	18
(1) アンケート調査の概要.....	18
(2) アンケート調査結果からみるサービスの利用意向.....	19
5 一宮市の現状からみる課題と今後の方向性.....	24
(1) 障害のある人の住まいについて.....	24
(2) 障害のある人の就労について.....	25
(3) 障害児の支援体制について.....	26
(4) 相談支援について.....	27
(5) 差別解消や権利擁護について.....	28
第3章 計画の基本理念と重点施策.....	29
1 基本理念.....	29
2 基本方針.....	29

3	計画対象者の見込み.....	30
4	サービス体系.....	31
5	計画の重点戦略.....	32
	重点戦略1 自立して生活ができる就労と住まいの確保.....	32
	重点戦略2 児童発達支援体制の強化.....	33
	重点戦略3 相談支援体制の強化と権利擁護の推進.....	34
第4章	成果目標.....	35
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	35
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	36
3	地域生活支援拠点等の整備.....	36
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	37
5	障害児支援の提供体制の整備等.....	38
第5章	障害福祉サービス等の見込み量と確保方策.....	39
1	障害福祉サービス.....	39
	(1) 訪問系サービス.....	39
	(2) 日中活動系サービス.....	41
	(3) 居住系サービス.....	46
	(4) 相談支援.....	48
2	地域生活支援事業.....	49
	(1) 理解促進研修・啓発事業.....	49
	(2) 自発的活動支援事業.....	49
	(3) 地域活動支援センター事業.....	50
	(4) 移動支援事業.....	51
	(5) 日中一時支援事業.....	52
	(6) その他事業.....	53
第6章	児童福祉法によるサービス等の見込み量と確保方策.....	54
1	障害児通所支援等のサービス.....	54
	(1) 児童発達支援.....	54
	(2) 医療型児童発達支援.....	55
	(3) 放課後等デイサービス.....	56
	(4) 保育所等訪問支援.....	57
	(5) 居宅訪問型児童発達支援.....	58
	(6) 障害児相談支援.....	59
2	子ども・子育て支援事業.....	60
	(1) 障害児保育.....	60

(2) 放課後児童クラブ・障害児児童クラブ .....	60
第7章 計画の推進体制 .....	61
1 計画の推進体制 .....	61
(1) 連携・協力体制の整備 .....	61
(2) 広報・啓発活動の推進 .....	61
2 計画の進捗状況の点検・評価 .....	61
(1) 第5期計画におけるPDCAサイクル .....	61
(2) 計画・推進方策の見直しと達成状況の公表 .....	62
資料編 .....	63
1 一宮市障害者自立支援協議会の関係図 .....	63
2 計画策定の経過 .....	64
3 策定委員会設置要綱 .....	65
4 策定委員名簿 .....	67

■本計画で使用する法律名等の略称

法律名等	略 称
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者総合支援法
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	障害者差別解消法
難病の患者に対する医療等に関する法律	難病法
障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者雇用促進法
成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度利用促進法
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 国の動向

第4期計画が策定された平成26年度以降、障害のある人を取り巻く制度や法律は大きく変化しています。

「共生社会の実現」など障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念の見直し、難病も含めた障害のある人の範囲の拡大など、障害福祉施策の大きな転換点となった、障害者総合支援法の施行から3年経過したことを受け、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。改正の内容には、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が盛り込まれ、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設等、サービスの拡充が進められることとなっています。また、児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられています。

平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、行政機関や事業者等に対する障害を理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務づけ（行政機関等は法的義務、事業者は努力義務）が規定されました。さらに、福祉施策全般に関わることとして、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現がめざされることとなりました。障害福祉分野でも、「地域共生社会」の理念のもと、地域での就労の場づくりや、障害のある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されています。

#### ■第4期計画策定以降の国の動向

年	主な制度・法律	内容
H27	難病法の施行(1月)	医療費助成の対象となる指定難病の種類を拡大
H28	障害者差別解消法の施行(4月)	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等

年	主な制度・法律	内容
H28	改正障害者雇用促進法の施行(4月) ※一部平成30年4月施行	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正の成立(5月) ※平成30年4月施行	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	成年後見制度利用促進法の施行(5月)	成年後見制度利用促進基本計画の策定、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置等
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置(7月)	地域課題解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用等
	発達障害者支援法の改正(8月)	発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

## ■「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正の概要

### 趣 旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

### 概 要

#### 1 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する



## (2) 計画策定の趣旨

本市では平成 27 年 3 月に第 4 期一宮市障害福祉計画を策定し、計画的なサービスの整備と拡充、障害福祉施策の推進を図ってきました。

本計画は、第 4 期一宮市障害福祉計画が平成 30 年 3 月をもって期間満了を迎えることから、国の動向や社会情勢、障害のある人のニーズの変化等を踏まえ、新たな計画を策定するものです。

また、「障害児福祉計画」の策定が義務化されたことを踏まえ、障害福祉等のサービスの目標値や見込み量を明らかにする障害福祉計画、児童福祉法に基づくサービスの目標値や見込み量を明らかにする障害児福祉計画を一体的に策定するものとします。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠と障害者基本計画との関連

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、平成 28 年 3 月に策定した第 2 次一宮市障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として位置づけられるものであり、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

障害者基本計画と障害福祉計画（含 障害児福祉計画）は、相互に密接な関係があり、関連して施策を進めていかなければならないことから、本計画の策定にあたっては、第 2 次一宮市障害者基本計画の趣旨・目的を踏まえて策定します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画となる一宮市総合計画をはじめ、一宮市高齢者福祉計画（含介護保険事業計画）、一宮市子ども・子育て支援事業計画等の関連計画と整合を保ちながら策定します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性がある場合は柔軟に対応するものとしてします。

	H 25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
総合計画	第 6 次 (後期基本計画)					第 7 次計画										
障害者 基本計画				第 2 次計画												
障害福祉計画 (障害児福祉 計画)			第 4 期		第 5 期 (第 1 期) 本計画			次期計画								...

### 4 計画の対象

障害福祉施策の推進には、障害のある人自身だけでなく、障害のある人を取り巻くすべての人の理解と協働が必要となります。

そこで本計画の対象を、市民、事業所、行政機関などのすべての個人・団体とします。

また、障害者基本法第 2 条 1 において、障害者の定義は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。障害者総合支援法の施行により難病患者等も対象となったことを受け、本計画では上記の定義に難病患者等も加えるものとしてします。

また、本計画では障害者を総称して「障害のある人」と表記し、そのうち 18 歳未満の者については「障害のある子ども」あるいは「障害のある児童（障害児）」と表記しています。

## 5

# 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画のポイント

国の「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定に係る基本指針」において、新たに盛り込まれた事項、または拡充された事項は次の通りです。

本計画においてもこれらを踏まえ策定するものとします。

## ■国の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る基本指針の主なポイント

### 見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進  
地域生活支援拠点等の一層の整備、基幹相談支援センターの設置促進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 就労定着に向けた支援  
就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加
- 障害児のサービス提供体制の計画的な構築  
障害児福祉計画の策定義務化、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等
- 地域共生社会の実現に向けた取組  
地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築
- 発達障害者支援の一層の充実（都道府県等を対象）  
発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮

### 成果目標に関する事項

- 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（項目の見直し）
- 地域生活支援拠点等の整備（継続）
- 福祉施設から一般就労への移行（拡充）
- 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

### その他

- 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 難病患者への一層の周知（都道府県等を対象）
- 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方
- 障害者の芸術文化活動支援

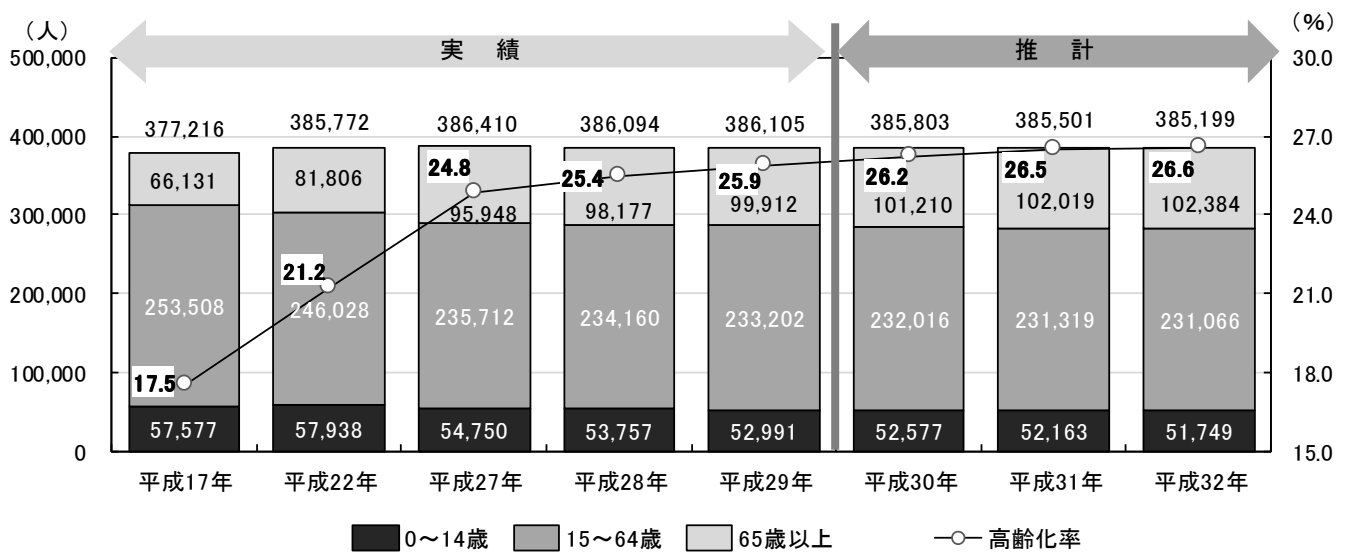
# 第2章 一宮市の現状と課題

## 1 人口の状況

本市の人口は平成17年から平成27年にかけて増加しているものの、平成30年以降の推計では減少していく見込みとなっています。

高齢化率は継続的に増加していくことが予想されています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：実績…住民基本台帳（各年4月1日現在）

推計…平成32年は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後将来推計値  
平成30年、31年は平成29年と平成32年の数値からその2年間の人口増減が毎年均等に起こるものとして仮定して算出した数値

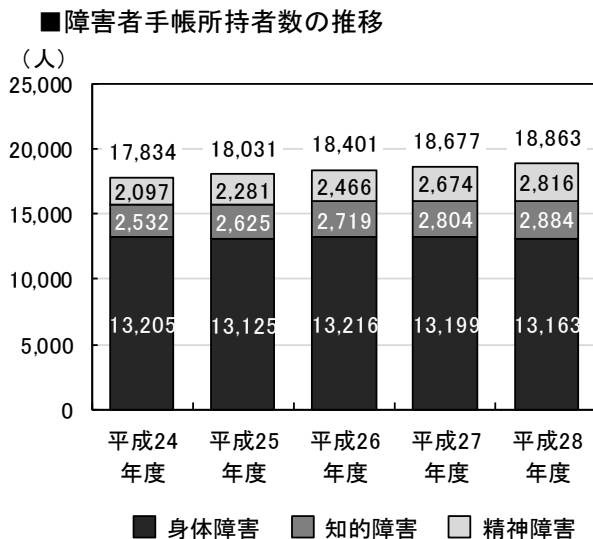
## 2 障害者等の状況

### (1) 手帳所持者の状況

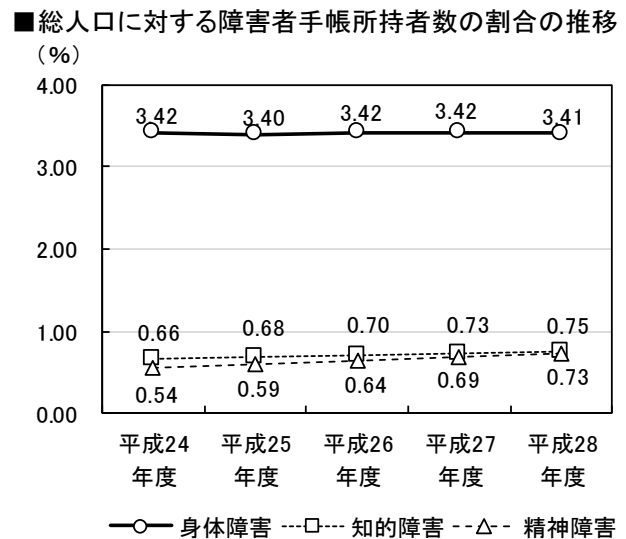
#### ① 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成24年度から平成28年度にかけて、全体的に増加傾向にあります。中でも、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も高い伸び率となっています。

総人口に対する障害者手帳所持者数の割合の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者で特に増加しています。



資料：福祉課（各年度末現在）



資料：福祉課（各年度末現在）

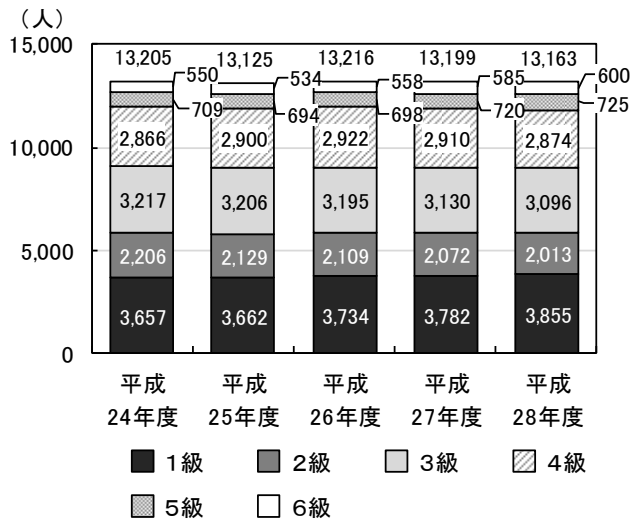
グラフ中の表記について、「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」を、「知的障害」は「療育手帳所持者」を、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を示します。

## ②身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者数の推移をみると、最重度である1級が最も多く、年々増加しています。

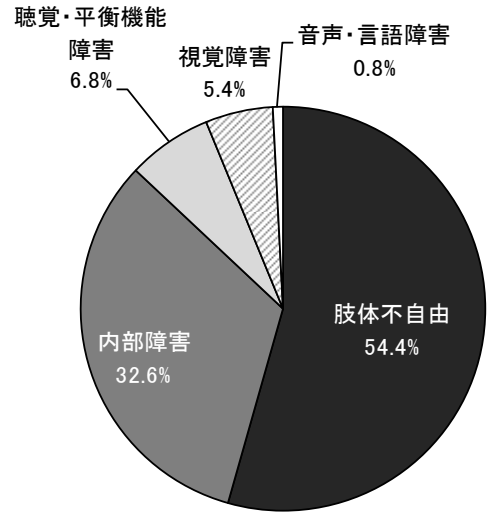
平成28年度末の身体障害者の障害種別割合をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害が多くなっています。

■等級別身体障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

■障害種別割合（平成28年度末）



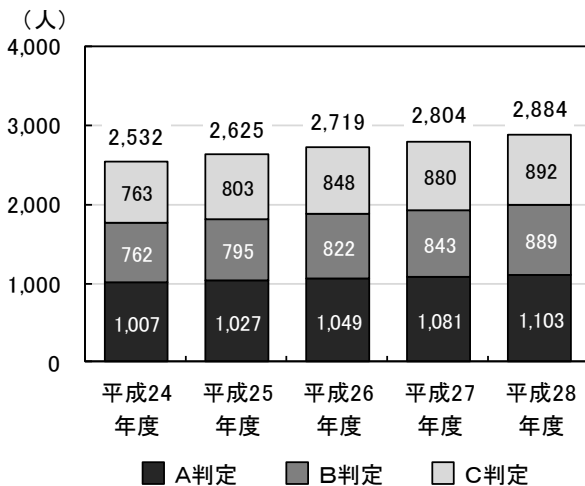
資料：福祉課

## ③療育手帳所持者の状況

判定別知的障害者数の推移をみると、最重度であるA判定が最も多く、年々増加しています。

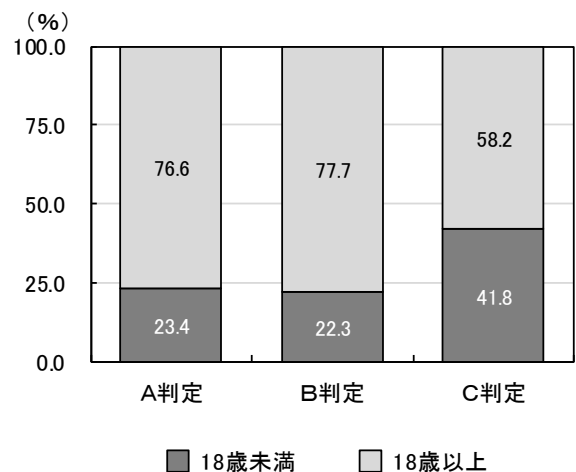
平成28年度末の知的障害者の判定別年齢内訳をみると、C判定で18歳未満の割合が高くなっています。

■判定別知的障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

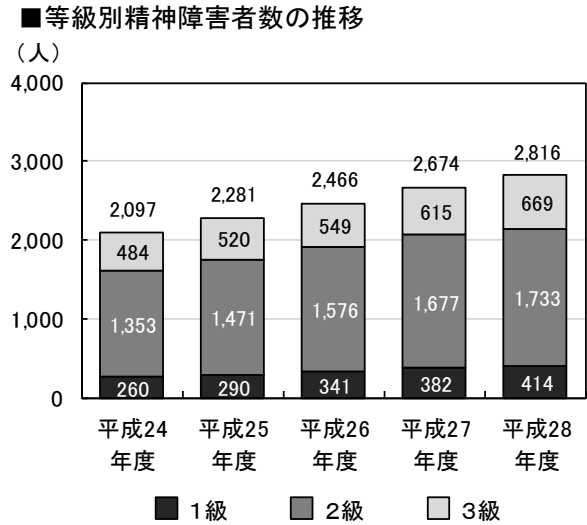
■判定別年齢内訳（平成28年度末）



資料：福祉課

#### ④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

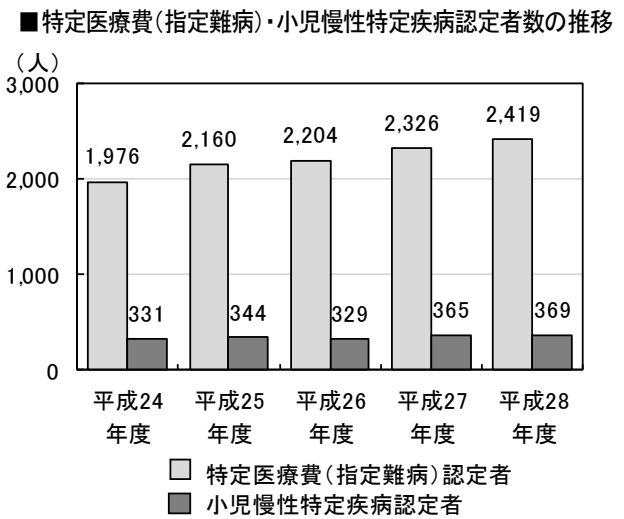
等級別精神障害者数の推移をみると、2級が最も多くなっています。また、最重度である1級で増加割合が高くなっています



## （2）難病患者等の状況

原因不明で、治療方法が確定していない疾病は難病といわれます。その中でも、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定医療費（指定難病）、小児慢性特定疾病として医療費の助成が行われています。

指定難病が増えていることもあり、特定医療費（指定難病）認定者は、増加しています。

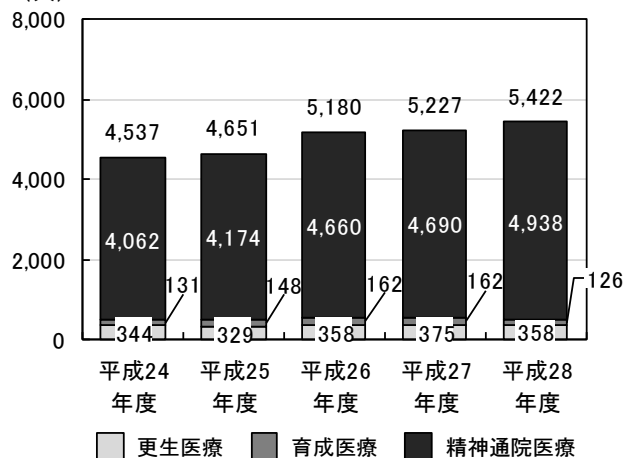


### (3) 自立支援医療の状況

自立支援医療受給者数の推移をみると、更生医療、精神通院医療で増加がみられます。

精神通院医療の受給者は、精神障害者保健福祉手帳所持者数を大きく上回って推移しており、手帳所持者以外にも、精神的な疾患を抱える人が増えていることがわかります。

■自立支援医療受給者数の推移  
(人)



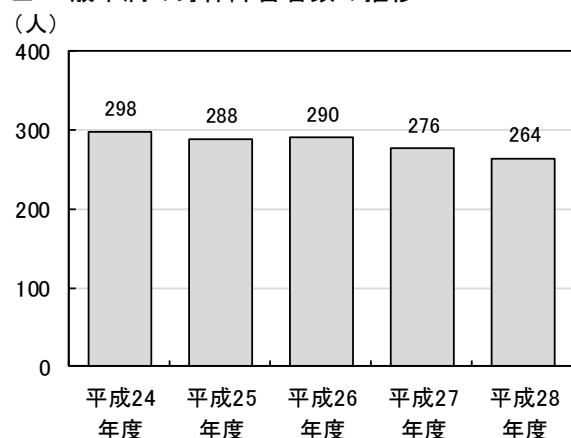
資料：福祉課（各年度末現在）

### (4) 障害のある子どもの状況

#### ①18歳未満の手帳所持者数

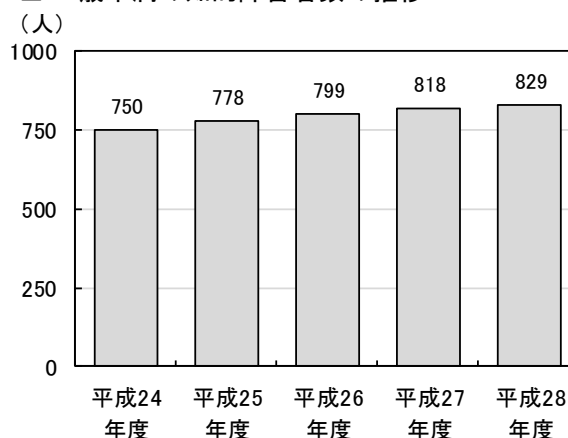
18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体障害者数は減少、知的障害者数は増加しています。

■18歳未満の身体障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

■18歳未満の知的障害者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

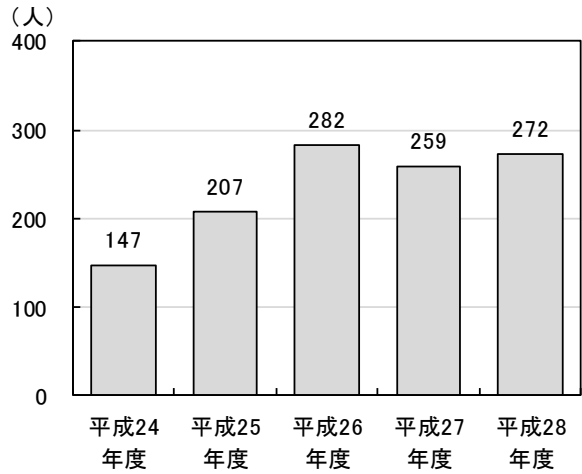


## ②障害児保育の状況

本市では、平成25年度から市立保育園全園で障害児保育を実施しています。

障害児保育利用者数は平成25年度の全園での障害児保育実施から大きく増加し平成26年度にピークを迎えています。平成27年度には減少しているものの、平成28年度には再び増加に転じています。

■障害児保育利用者数の推移



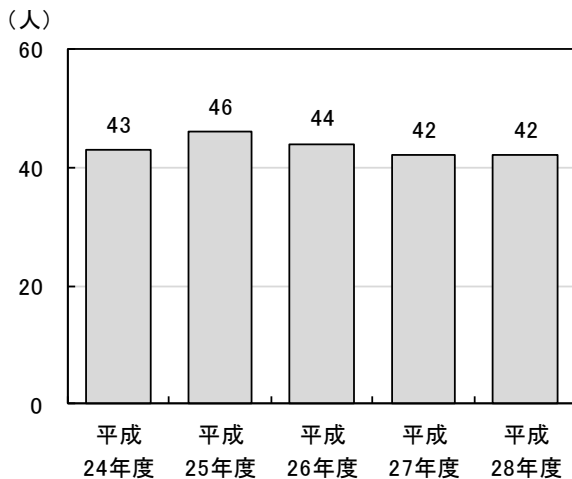
資料：保育課

## ③放課後の居場所の状況

本市では、障害児児童クラブを2か所設置し、障害のある子どもの放課後の居場所づくりを進めているほか、放課後児童クラブにおいて特別に支援が必要な子どもに対して加配を行っています。

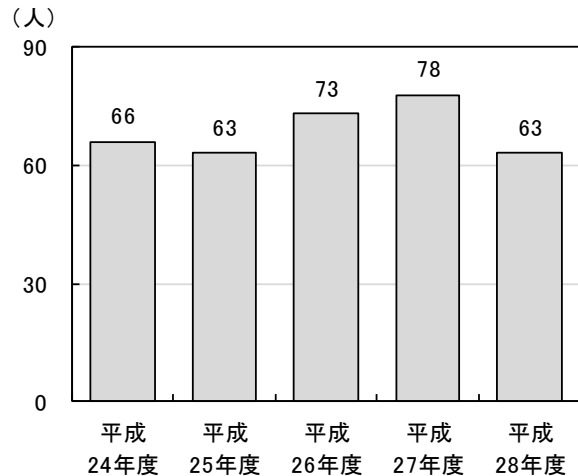
障害児児童クラブの利用者数及び放課後児童クラブの加配対象児童数はおおむね横ばいの傾向となっています。

■障害児児童クラブ利用者数の推移



資料：子育て支援課

■放課後児童クラブ利用者(加配対象児童)数の推移



資料：子育て支援課

### 3 障害福祉サービス等の利用状況

第4期計画におけるサービスの見込み量と実績は次のとおりです。

なお、第4期の計画期間は平成27年度から平成29年度までになりますが、平成26年度の実績は第5章で各サービスの見込み量の算出に用いているため掲載しています。平成29年度の実績は今回の計画策定時点で確定していないため掲載していません。

#### (1) 障害福祉サービスの見込みと利用実績の比較

##### ①訪問系サービス

全体的に見込み量を上回る実績で推移しています。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
居宅介護	見込み量		10,288	10,751	11,159	時間/月
	実績	10,147	10,928	11,787		
	実績/見込み量		106.2%	109.6%		
重度訪問介護	見込み量		1,051	1,099	1,140	
	実績	749	916	895		
	実績/見込み量		87.2%	81.4%		
同行援護	見込み量		329	344	357	
	実績	299	327	448		
	実績/見込み量		99.4%	130.2%		
行動援護	見込み量		711	743	771	
	実績	456	588	533		
	実績/見込み量		82.7%	71.7%		
重度障害者等 包括支援	見込み量		0	0	0	
	実績	0	0	0		
	実績/見込み量					
合計	見込み量		12,379	12,937	13,427	
	実績	11,651	12,759	13,663		
	実績/見込み量		103.1%	105.6%		

## ②日中活動系サービス

就労移行支援、短期入所の実績については、見込み量を大きく下回って推移しています。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位
生活介護	見込み量		14,854	15,299	15,682	人日／月
	実績	14,844	15,378	15,931		
	実績／見込み量		103.5%	104.1%		
自立訓練 (機能訓練)	見込み量		44	44	44	
	実績	20	42	0		
	実績／見込み量		95.5%	0.0%		
自立訓練 (生活訓練)	見込み量		226	233	239	
	実績	276	305	241		
	実績／見込み量		135.0%	103.4%		
就労移行支援	見込み量		2,108	2,448	2,805	
	実績	1,560	1,420	1,542		
	実績／見込み量		67.4%	63.0%		
就労継続支援 (A型)	見込み量		5,793	6,836	7,725	
	実績	4,817	5,947	6,262		
	実績／見込み量		102.7%	91.6%		
就労継続支援 (B型)	見込み量		6,682	7,350	7,902	
	実績	5,726	6,425	7,340		
	実績／見込み量		96.2%	99.9%		
短期入所	見込み量		1,285	1,394	1,505	
	実績	941	867	953		
	実績／見込み量		67.5%	68.4%		
療養介護	見込み量		24	24	24	人／月
	実績	24	19	29		
	実績／見込み量		79.2%	120.8%		

### ③居住系サービス

共同生活援助の実績については、見込み量を大きく上回って推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
共同生活援助 (グループホーム)	見込み量		222	244	268	人/月
	実績	217	248	280		
	実績/見込み量		111.7%	114.8%		
施設入所支援	見込み量		225	222	218	
	実績	226	224	212		
	実績/見込み量		99.6%	95.5%		

### ④相談支援

計画相談支援の見込み量についてはサービス利用支援のみで、実績は継続サービス利用支援分も加えたものになっています。計画相談支援は非常に高い利用実績になっています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
計画相談支援	見込み量		130	160	190	人/月
	実績	517	472	543		
	実績/見込み量		363.1%	339.4%		
地域移行支援	見込み量		1	5	10	
	実績	0	1	0		
	実績/見込み量		100.0%	0.0%		
地域定着支援	見込み量		1	5	10	
	実績	0	0	0		
	実績/見込み量		0.0%	0.0%		

## (2) 地域生活支援事業の見込みと利用実績の比較

### ①成年後見制度利用支援事業

おおむね計画どおり推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
申立	見込み量		5	5	5	件/年
	実績	8	5	4		
	実績/見込み量		100.0%	80.0%		
報酬助成	見込み量		4	4	4	
	実績	3	4	5		
	実績/見込み量		100.0%	125.0%		

## ②意思疎通支援事業

おおむね計画どおり推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
意思疎通支援事業	見込み量		310	330	350	件／年
	実績	295	299	332		
	実績／見込み量		96.5%	100.6%		

## ③日常生活用具給付等事業

おおむね計画どおり推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
介護・訓練支援用具	見込み量		27	29	30	件／年
	実績	40	48	38		
	実績／見込み量		177.8%	131.0%		
自立生活支援用具	見込み量		80	82	83	
	実績	102	86	81		
	実績／見込み量		107.5%	98.8%		
在宅療養等支援用具	見込み量		120	122	121	
	実績	93	86	99		
	実績／見込み量		71.7%	81.1%		
情報・意思疎通支援用具	見込み量		52	53	54	
	実績	35	58	65		
	実績／見込み量		111.5%	122.6%		
排泄管理支援用具	見込み量		7,700	7,845	7,978	
	実績	7,427	7,800	8,216		
	実績／見込み量		101.3%	104.7%		
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込み量		20	21	22	
	実績	13	13	13		
	実績／見込み量		65.0%	61.9%		
合計	見込み量		7,999	8,152	8,288	
	実績	7,710	8,091	8,512		
	実績／見込み量		101.2%	104.4%		

#### ④移動支援事業

平成 27 年度から対象者要件を拡大したこともあり、見込み量を大きく上回って推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
移動支援事業	見込み量		2,047	2,118	2,181	時間/月
	実績	2,013	2,419	2,460		
	実績/見込み量		118.2%	116.1%		

#### ⑤地域活動支援センター

見込み量を大きく上回る実績で推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
地域活動支援センター	見込み量		1,841	1,875	1,907	時間/月
	実績	2,060	2,557	2,083		
	実績/見込み量		138.9%	111.1%		

#### ⑥日中一時支援事業

見込み量を下回る実績で推移しています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
日中一時支援事業	見込み量		2,036	2,056	2,076	回/月
	実績	2,348	1,946	1,982		
	実績/見込み量		95.6%	96.4%		

### (3) 児童福祉法に基づくサービスの見込みと利用実績の比較

#### ① 障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービスは非常に高い利用実績になっています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
児童発達支援	見込み量		2,107	2,191	2,258	人日／月
	実績	2,356	2,471	2,761		
	実績／見込み量		117.3%	126.0%		
医療型児童発達支援	見込み量		10	10	10	
	実績	11	11	6		
	実績／見込み量		110.0%	60.0%		
放課後等デイサービス	見込み量		4,847	5,052	5,217	
	実績	4,765	5,829	6,991		
	実績／見込み量		120.3%	138.4%		
保育所等訪問支援	見込み量		30	30	30	
	実績	25	8	33		
	実績／見込み量		26.7%	110.0%		

#### ② 障害児相談支援

非常に高い利用実績になっています。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	単位
障害児相談支援	見込み量		44	64	84	人／月
	実績	138	135	159		
	実績／見込み量		306.8%	248.4%		

## 4 アンケート調査の概要とサービスの利用意向

### (1) アンケート調査の概要

本計画の策定に際し、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識などを把握し、計画策定や施策の推進に活用するため、以下の2種の調査を実施しました。

#### ①市民意識調査

市内在住の手帳所持者や障害福祉等のサービス利用者を対象に、福祉サービスの利用状況や利用意向、暮らしや就労、就学の状況などの実態をお聞きしました。

#### ②事業所調査

市内でサービスを提供しているサービス提供事業所を対象に、サービスの提供状況や今後の提供予定、事業所運営上の課題等をお聞きしました。

#### ■回収結果

	配付数	回収数	回収率
①市民意識調査	1,500	885	59.0%
②事業所調査	103	45	43.7%

また、上記以外に、以下の意見を踏まえて計画の策定をしています。

#### ③障害者自立支援協議会の専門部会

障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」とする。）の各専門部会において、第4期計画についての「現状と課題」、「今後に向けての提案」を検討しました。

#### ④団体アンケート調査

第2次一宮市障害者基本計画策定時において、一宮市で活動する障害者団体（11団体）、障害福祉サービス提供事業所（42事業所）を対象にアンケート調査を行い、活動状況や一宮市の障害福祉の現状等をお聞きしました。

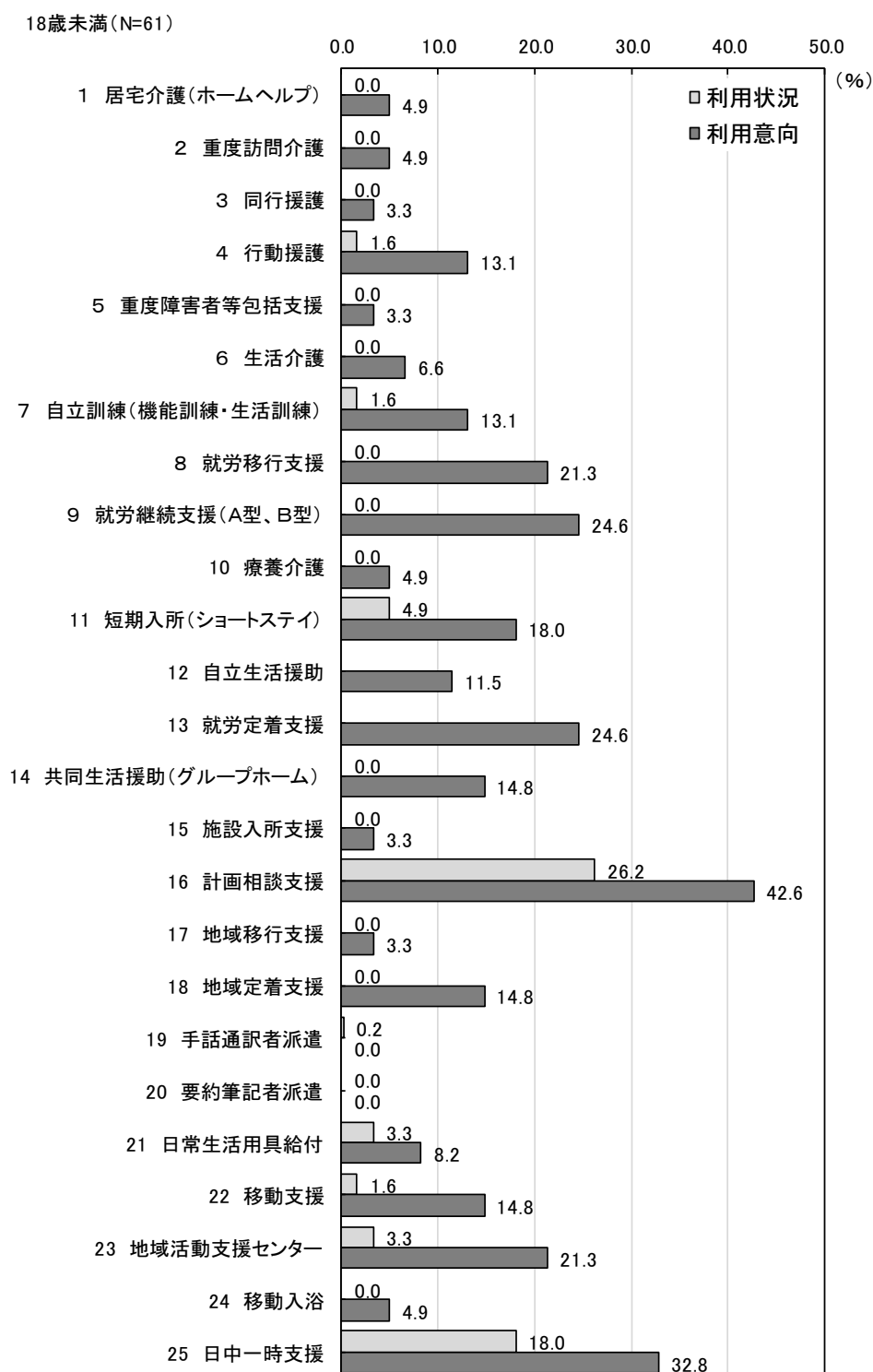


## (2) アンケート調査結果からみるサービスの利用意向

### ①障害福祉サービスの利用状況と利用意向（市民意識調査）

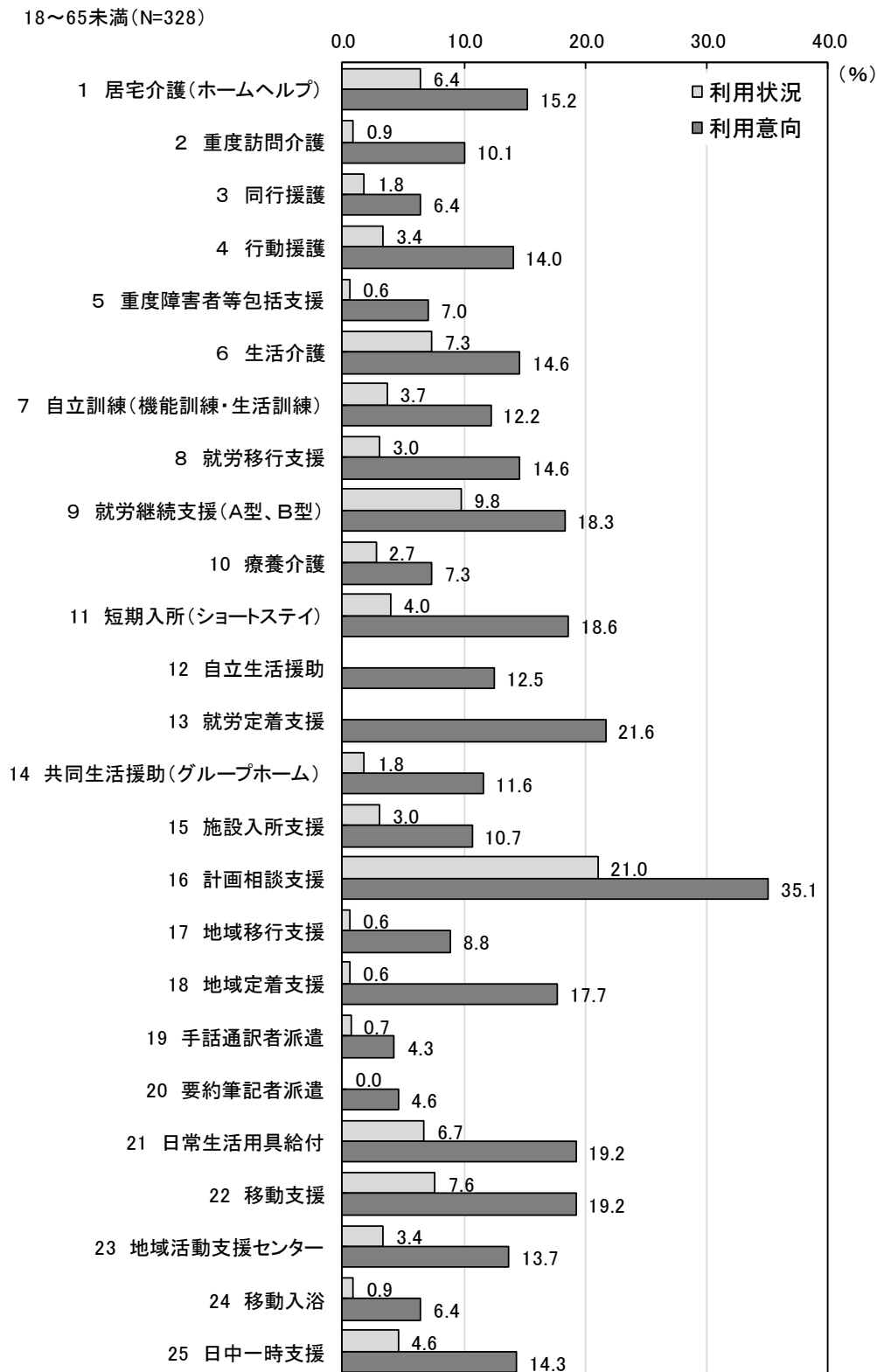
18歳未満の結果をみると、利用状況、利用意向ともに「16 計画相談支援」が最も高くなっています。利用意向をみると、「8 就労移行支援」「9 就労継続支援（A型、B型）」「13 就労定着支援」などが高くなっています。

#### ■サービスの利用状況と利用意向(18歳未満)



18歳～65歳未満の結果をみると、利用状況、利用意向ともに「16 計画相談支援」が最も高くなっています。利用状況と利用意向の差をみると、「11 短期入所（ショートステイ）」「16 計画相談支援」「18 地域定着支援」で差が大きくなっています。

■サービスの利用状況と利用意向(18～65歳未満)

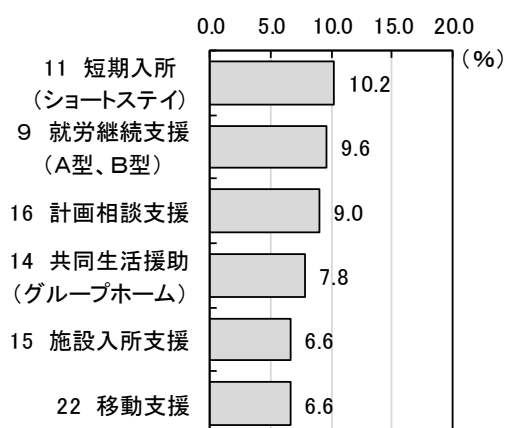


## ②充実・改善の必要がある障害福祉サービス（市民意識調査）

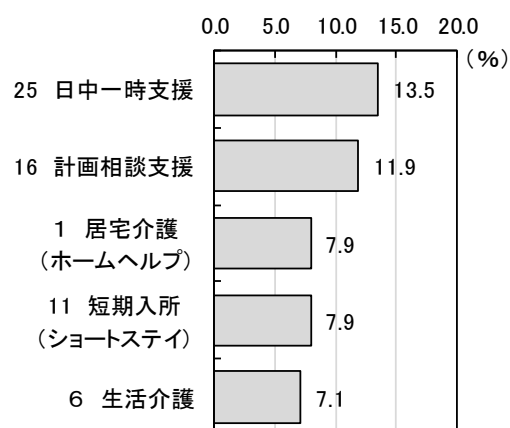
サービス事業所が足りないサービスについては「11 短期入所（ショートステイ）」が、利用時間を拡大してほしいサービスについては「25 日中一時支援」が、事業所の対応を改善してほしいサービスについては「16 計画相談支援」が、利用者負担額が大きいサービスについては「21 日常生活用具給付」が最も高くなっています。

### ■充実・改善の必要があるサービス(それぞれ上位5位)

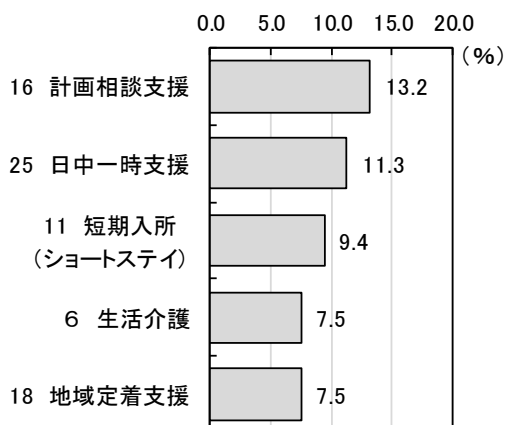
サービス事業所が足りない (N=167)



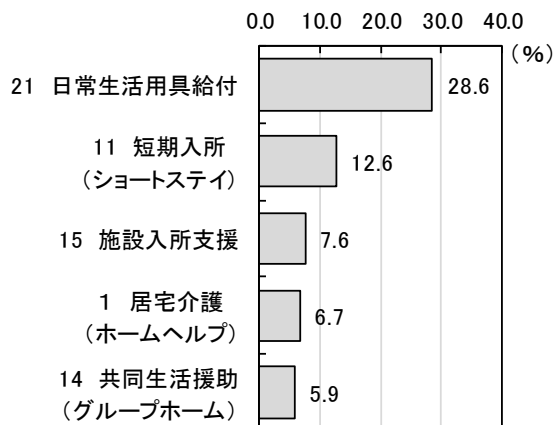
利用時間を拡大してほしい (N=126)



事業所の対応を改善してほしい (N=53)



利用者負担額が大きい (N=119)

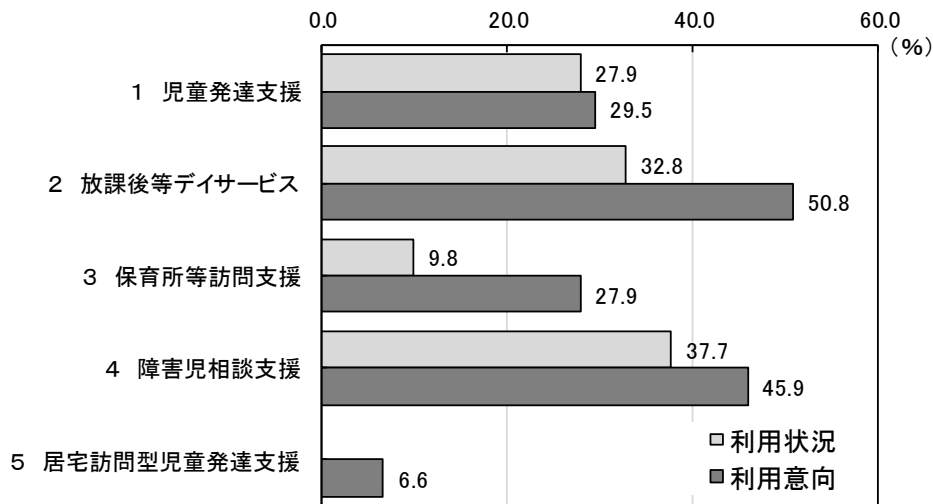


### ③児童福祉法に基づくサービスの利用状況と利用意向（市民意識調査）

利用状況は「4 障害児相談支援」が、利用意向は「2 放課後等デイサービス」が最も高くなっています。

#### ■サービスの利用状況と利用意向

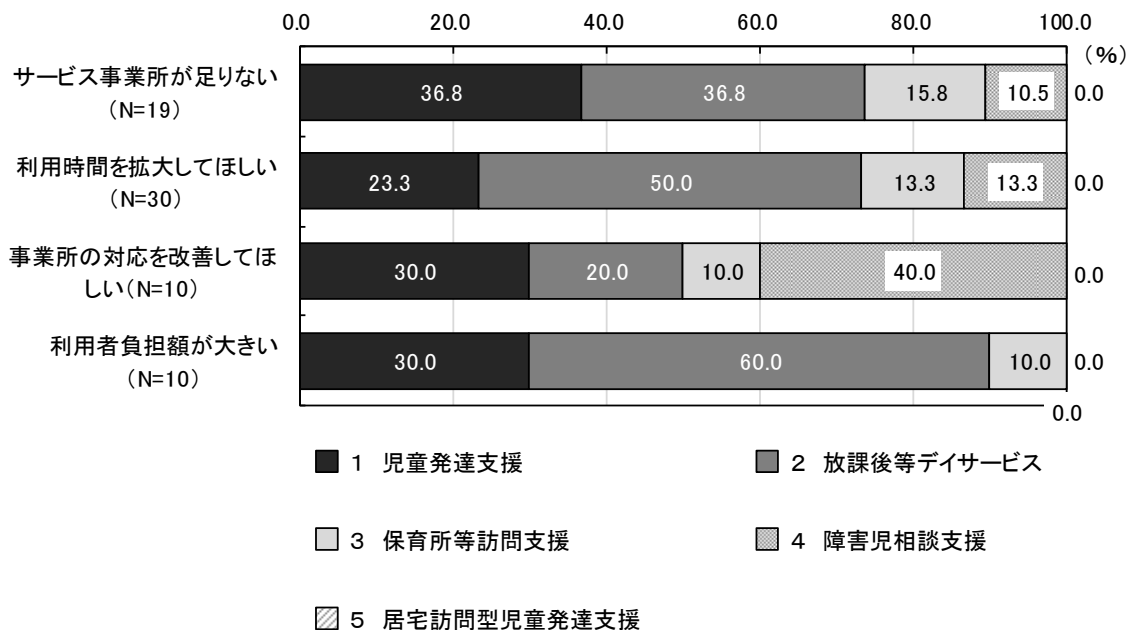
全体(N=61)



### ④充実・改善の必要がある児童福祉に基づくサービス（市民意識調査）

サービス事業所が足りないサービスについては「1 児童発達支援」が、利用時間を拡大してほしいサービスについては「2 放課後等デイサービス」が最も高くなっています。

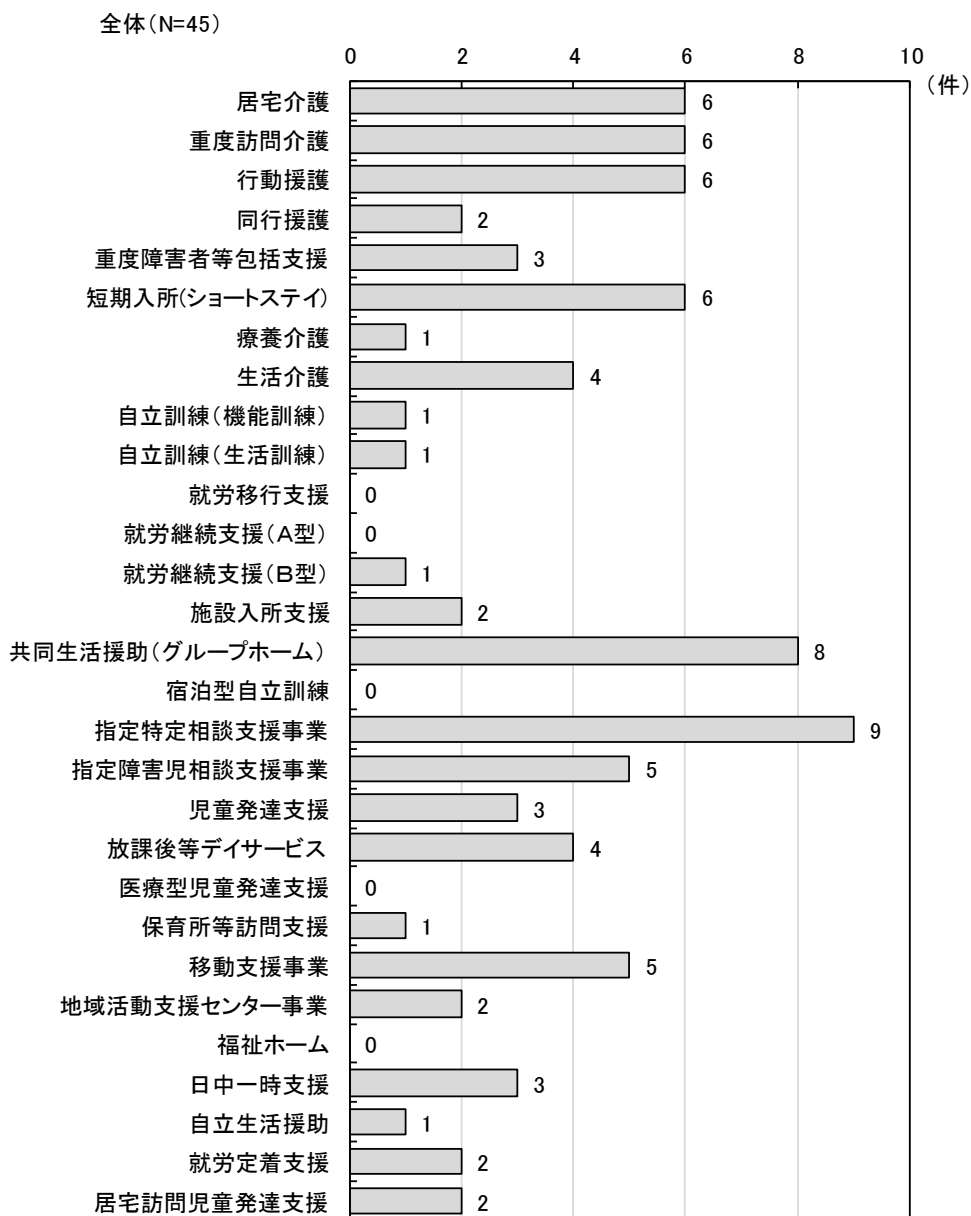
#### ■充実・改善の必要があるサービス



## ⑤充実の必要があるサービス（事業所調査）

「指定特定相談支援事業」が9件と最も多く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」が8件となっています。

### ■充実の必要があるサービス



## 5 一宮市の現状からみる課題と今後の方向性

アンケート調査等の主な意見及び本市の状況を集約し、それを踏まえて今後の方向性をまとめました。

### (1) 障害のある人の住まいについて

市民や団体、事業所の声	
市民意識調査	<p><b>【アンケート結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育手帳所持者では、地域で生活するために必要な支援として、グループホームを希望する人が多い。</li> </ul> <p><b>【自由回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、親と生活している障害のある人は多いが、親の高齢化に伴い子どもの就労や自立の必要性を特に感じるため、障害のある人が地域に定着していく支援を充実させてほしいと思う。</li> </ul>
事業所調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの運営は前向きに検討していきたいが、財源・担い手など課題が多い現状がある。</li> <li>利用希望者が多く現在待機中の状態が続いており、その上、医療的ケアが必要な利用者に専門職員が配置できず処遇困難な利用者の受け入れができない事業所が少ない。</li> </ul>
団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在実施されているグループホーム建設補助金を継続実施してほしい。</li> <li>グループホームの数が不足している。公共賃貸住宅の利用なども是非考えてほしい。</li> </ul>
自立支援協議会の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの運営補助について、日中は外出する前提となっているが、生活の場としてそれはどうか。また、困難事例の場合や、高齢化や障害が重症化した際の追加報酬なども検討してほしい。(生活支援部会)</li> </ul>
一宮市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市全体で高齢化が進んでおり、障害のある人を介助する家族の高齢化も懸念される。親なき後の支援として、グループホーム等住まいの場の確保が喫緊の課題である。</li> </ul>	
今後の方向性	
<p>第4期計画でも重点戦略に掲げられているグループホームの整備について、今後の一層の需要増を見越し引き続き行っていく必要がある。</p>	

## (2) 障害のある人の就労について

市民や団体、事業所の声	
市民意識調査	<p><b>【アンケート結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援として必要だと思うことについて、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が多くあげられている。</li> </ul> <p><b>【自由回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よりよい条件で就職できる企業を探し、再就職のあっせんを受けられるサービスを拡充してほしい。</li> </ul>
事業所調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業所で定着支援を行っているが、利用者が一般企業に就労すると計画相談で関わっていた相談支援者の支援が受けられなくなる。継続して計画相談が関わることができるようになると、定着率も上がると考える。</li> </ul>
団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般企業に対して、元気に働く障害のある人の姿を知ってもらえる機会をつくり、雇用の促進につなげたい。</li> <li>・特例子会社の誘致等、障害のある人の雇用機会を拡大してほしい。</li> </ul>
自立支援協議会の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニ面接会や障害者雇用なんでも相談会、ハローワークの出張窓口を行っている。(就労支援部会)</li> <li>・障害のある人の職業能力と企業の求人でギャップがある場合がある。まずは雇用を度外視した企業への体験のようなことがあればよい。(就労支援部会)</li> </ul>
一宮市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労継続支援A型、B型の利用は増加しているものの、一般就労に結びつく人が少ない。就労移行支援事業所数ならびに利用者数も現状維持の状態である。</li> </ul>	
今後の方向性	
<p>一般就労について、特に職場定着の部分に課題があることがうかがえる。一方で、一般就労の間口がより広がっていくように、企業への障害者雇用の働きかけも重要となっている。</p>	

### (3) 障害児の支援体制について

市民や団体、事業所の声	
市民意識調査	<p><b>【自由回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービスは多くなってきているが、肢体不自由児、特に重症心身障害児が通えるデイサービスはまだ少ない。</li> <li>・障害があっても預けられる保育所の充実を希望する。保育所と療育サービスが連携を取り、保育園でも療育ができるとよい。</li> <li>・支援事業所、学校など障害に対する知識量が違い、精神的な負担が大きい。サービスを利用する際も、手探り状態で利用している状態である。</li> </ul>
事業所調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要となる重症児の子どもたちが増加すると予測されているなかで、それに対応するのに十分なケアの供給量が整備されていない。</li> </ul>
団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアの必要な子どもが利用できるデイサービスが非常に少なく、あっても重度の方しか受け入れがない。</li> </ul>
自立支援協議会の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターについて、通所事業所で重症心身障害児への対応ができない、また障害のある子どもに関わる支援者への指導機関としての役割まで手がまわらないなど、人材不足で事業が円滑に実施できない状況である。(発達支援部会)</li> </ul>
一宮市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の療育手帳所持者が増加している。子どもの数全体が減っているなかで障害児保育利用者数は増加しているなど、支援が必要な子どもが増加していることがうかがえる。</li> </ul>	
国の動向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害のある子どもの増加等を受け、障害児福祉計画を策定するものとしている。</li> </ul>	
今後の方向性	
<p>支援が必要な子どもの全体数が増加しており、障害のある子どもを対象としたサービスは量的・質的充実が一層求められている。特に医療的ケアが必要な子どもに対する支援体制の構築の充実が必要となっている。</p> <p>本市の障害児支援の中核をなす児童発達支援センターについては、業務量の過大も指摘されているため、児童発達支援センターの機能充実及び複数化が必要となっている。</p>	



## (4) 相談支援について

市民や団体、事業所の声	
市民意識調査	<b>【自由回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困った時に、どこに相談していいかわからない。</li> </ul>
事業所調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員の数だけではなく、相談支援専門員の機能を最大限発揮できる環境整備を行う必要がある。</li> <li>・65歳以上になると地域包括支援センターの管轄となるが、特に精神・知的障害のある人に対する総合相談は、障害者支援の要素が強いため、障害者相談支援センターと協働して対応できるよう、業務範囲を拡大してほしい。</li> </ul>
団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口がかなり増えたと思うが、もっと増えると相談しやすくなると思う。</li> <li>・民生委員、地域ネットワーク等、日常的に交流のない方や組織に自分から相談するのは難しい。普段から相談、利用している福祉施設等からつながっていく体制があるのが望ましいと思う。</li> </ul>
自立支援協議会の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフプランのままの人も多い。就学後は計画相談・相談支援専門員につなげることが望ましいが、計画を立てられる人材も不足している。(発達支援部会)</li> <li>・障害福祉サービスのニーズ量は増加が見込まれるなか、それに対応する計画相談支援事業所や相談支援専門員の配置などの強化を行う必要がある。(生活支援部会)</li> </ul>
一宮市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス・障害児通所支援の利用希望が増加しているが、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が、その増加に対応できる体制となっていない。</li> </ul>	
国の動向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国・丸ごと地域共生社会の動きのなかで、分野横断的な総合相談支援体制づくりが求められている。</li> <li>・障害のある人の高齢化が進んでいるなか、介護保険・障害福祉のそれぞれの枠組みのなかでしかサービスを受けられず不便を感じる人も多いことを踏まえ、「共生型サービス」の創設が予定されている。</li> </ul>	
今後の方向性	
<p>相談支援体制は充実しつつあるものの、相談支援専門員の不足が指摘されている。特に計画相談支援については、ニーズが高い一方で供給体制に課題があるため、相談支援専門員の養成が喫緊の課題となっている。</p> <p>障害のある人の高齢化が進むなかで、高齢・障害の縦割りサービスに弊害を感じる人も多いため、総合的な相談支援やサービス利用の円滑化のための支援も重要となっている。</p>	

## (5) 差別解消や権利擁護について

市民や団体、事業所の声	
市民意識調査	<p><b>【アンケート結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の認知度は低く、利用の円滑化のためには、「費用負担が少ないこと」や「身近で相談できる場所や窓口」が求められている。</li> <li>・差別や嫌な思いをした経験がある人は約3割で、場面は「学校や仕事場」「外出先」といった普段の暮らしのなかが多い。</li> </ul> <p><b>【自由回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人への理解を図るには、幼少期からの教育が大切であるため、その時期から、障害のある友だちがいることを知り、一緒に活動することが地域の福祉の充実につながると思う。</li> </ul>
団体アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市も加わった成年後見人制度を普及する組織づくりを進めてほしい。</li> </ul>
自立支援協議会の専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもを持つ高齢の親などが成年後見制度の利用について相談できる市内の窓口が必要と感じる。成年後見制度の利用等の相談のみならず、総合的に対応できる権利擁護センターとして、成年後見センターを設置してほしい。(生活支援部会)</li> </ul>
一宮市の状況	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターの設置により相談支援等に対応している。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置により、関係機関の連携による差別解消推進体制を強化している。</li> <li>・知的障害、精神障害のある人が増加しており、今後判断能力が十分でなく権利擁護の制度を必要とする人が増加することが予想される。</li> </ul>	
国の動向	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行により、全国的に合理的配慮の提供など差別解消に向けた取り組みを強化している。</li> </ul>	
今後の方向性	
<p>国の制度改正とあわせて本市でも権利擁護・差別解消のための仕組みを整えてきた。一方で、日常生活レベルでも多くの差別を経験している人がいるため、差別解消等に向けた一層の啓発が必要となっている。</p> <p>判断能力の十分でない人の権利を守る成年後見制度は、知名度が低く、必要としている人が利用に結びついていない可能性もあるため、制度の周知や利用の円滑化が必要となっている。</p>	

# 第3章 計画の基本理念と重点施策

## 1 基本理念

本計画と密接な関係である第2次一宮市障害者基本計画、ならびに第4期障害福祉計画では基本理念として「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インテグレーション」を包括した「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を掲げており、本市の障害福祉施策を進めるにあたり根底をなす考えとなっています。

この理念は非常に重要な考え方であり、かつ本計画の計画期間が第2次一宮市障害者基本計画の期間内であることから、本計画の基本理念は引き続き「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」とし、障害のある人もない人も、誰もが同じ一宮市民として、お互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、地域の中で共に育ち、いきいきと暮らせるまちをめざします。

基本  
理念

だれもが人格と個性を尊重し支え合う  
共生のまち 一宮

## 2 基本方針

### 1 自分で選択と決定ができる環境づくり

自己の尊重と自己実現のため、障害の種別や必要な支援の度合いに関わらず、障害のある人が居住場所やサービス・支援を選択・決定し、社会参加の実現を図っていくことができる環境づくりを進めます。

### 2 市民等と行政の協働によるきめ細かなサービスの提供

市は中心的な実施主体として、市民や自立支援協議会、社会福祉法人、医療法人、企業、NPO法人、障害者団体など、様々な機関、関係者と情報を交換し、地域資源を最大限に活用しながら、きめ細かなサービスを提供します。既存のサービスにとどまらず、様々な意見に耳を傾け、新しいサービス、日中活動や生活の場の支援に取り組みます。

### 3 地域共生社会の実現に向けた支援の充実

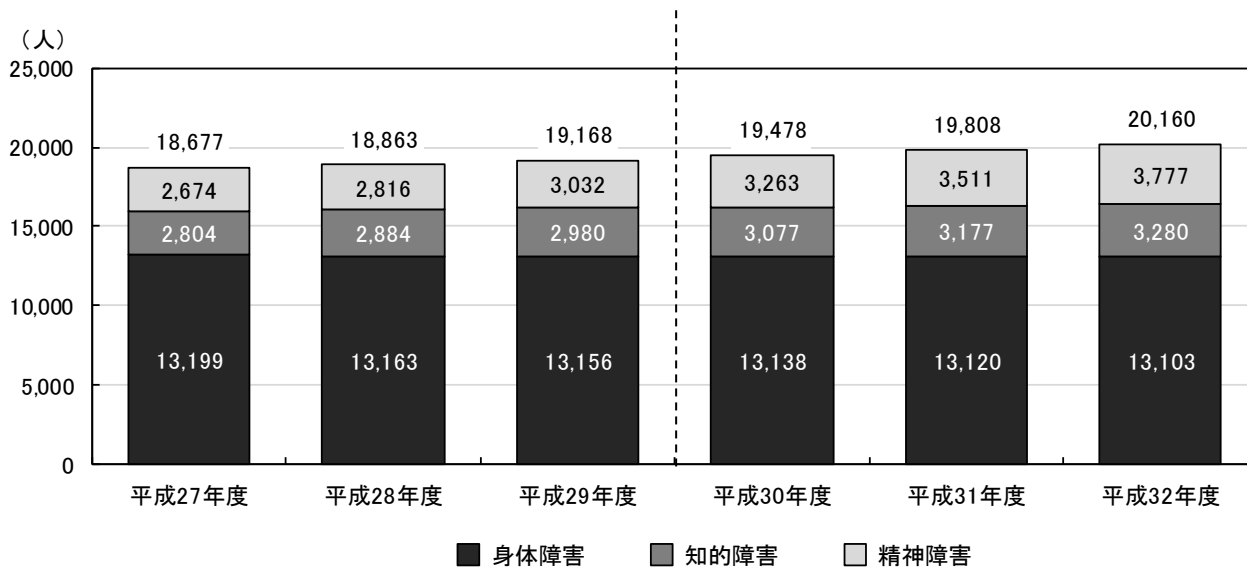
日中活動の場や生活の場、就労支援の充実等により、障害のある人の地域生活への移行を支援します。また、地域における理解のもと地域共生社会を構築していけるよう、差別解消や虐待防止、成年後見制度の利用促進等の取り組みを進め、権利擁護体制を強化します。

### 3 計画対象者の見込み

過去の実績値の推移等から、平成 32 年度末時点の身体障害者手帳所持者数を 13,103 人、療育手帳所持者数を 3,280 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数を 3,777 人と見込みます。

なお、この他に発達障害や高次脳機能障害、難病患者、自立支援医療受給者など、障害者手帳を持っていない人も、本計画に掲げるサービスの対象者に含まれます。

■障害者手帳所持者数の実績と推計



## 4 サービス体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系は以下のとおりです。

### 障害者総合支援法に基づくサービス体系

#### 自立支援給付

##### <介護給付>

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援
- ・療養介護
- ・短期入所

##### <訓練等給付>

- ・自立訓練(機能・生活・宿泊型)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

##### <相談支援>

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

#### 障害福祉サービス

##### <自立支援医療>

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療

##### <補装具>

- ・補装具費の支給

#### 地域生活支援事業

##### <必須事業>

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・成年後見制度利用支援 など

##### <任意事業>

- ・日中一時支援
- ・福祉ホーム など

### 児童福祉法に基づくサービス体系

#### 障害児支援

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・医療型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

## 5 計画の重点戦略

第4期計画においては、「自立して生活ができる住まいの確保」「児童発達支援体制の強化」「権利擁護の推進と虐待・差別の防止」の3つを重点戦略とし、取り組みを進めてきました。この3つの重点戦略の状況と、第2章5でまとめた各課題の今度の方向性を踏まえ、本計画の重点戦略を設定します。

「自立して生活できる住まいの確保」と「児童発達支援体制の強化」は、第4期計画に引き続いて、拡充・強化に取り組むこととします。

「権利擁護の推進と虐待・差別の防止」については、障害者基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターにおける対応に努めるとともに、講演会の実施などにより市民への啓発を進めてきました。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置により、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うためのネットワーク化に取り組むなど、体制強化を進めています。一方で、成年後見制度の利用促進や、障害者差別解消が施行されて間もないことからさらなる周知・啓発の必要があります。また、アンケート調査等において、相談支援体制の充実を望む声が多いことなどから、新たに相談支援体制についての施策も重点化し、「相談支援体制の強化と権利擁護の推進」を重点戦略として掲げます。

### 重点戦略1 自立して生活ができる就労と住まいの確保

#### 現状・課題

本市では、グループホームへのニーズの高まりを受け、建設補助金の交付等により、グループホームの建設を促進しています。しかし、グループホームには依然として待機者が多く、また介護者の高齢化が進んでいることから、親亡き後の住まいの場として、今後も一層需要が高まっていくことが予想されます。

今後も継続してグループホームの建設補助を行うことで、住まいの確保を図ることが重要です。

また、地域社会で自立して生活していくためには、住まいのみならず、就労の場が確保されていることも重要となります。本市では一般就労につながる就労移行支援の利用が少ないこと、一般就労後の定着の部分などが課題となっています。

今後は、自立支援協議会及びハローワークと協力しながら、一般企業の受け入れ先を開拓していくことが必要です。また、住まいの確保と就労支援の共通課題として、サービスに従事する人材の確保・育成を進めていくことが重要です。

#### 取り組み方向

- (1) グループホーム建設補助の継続
- (2) 一般就労受け入れ先の開拓
- (3) 人材の確保、育成

## 重点戦略2 児童発達支援体制の強化

### 現状・課題

障害のある子どもは全国的に増加しており、障害児支援の強化は喫緊の課題となっています。

本市でも障害のある子どもの数は増加しており、児童発達支援センターを中核とした障害児支援体制の構築を図っています。障害のある子どもに対するサービスの需要も高まっているなかで、アンケート調査では特に医療的ケアの必要な子どもについての受け入れ体制に課題があるとの声があがっています。また、障害児支援の中核をなす児童発達支援センターの機能強化や複数化について意見があがっています。

今後は、児童発達支援センターを中心とした障害児支援体制を強化するため、連携する機関を含めた支援者の育成、医療的ケアを必要とするなどの重度の心身障害児の受け入れ体制の確保、またセンターの複数化の検討を進めていくことが必要です。

### 取り組み方向

#### (1) 児童発達支援センターを中心とした障害児の支援体制の強化

- ①支援者の育成及び医療的ケアの必要など、重度の心身障害児の受け入れ体制の確保
- ②児童発達支援センターの複数化の検討

## 重点戦略3 相談支援体制の強化と権利擁護の推進

### 現状・課題

アンケート調査では、サービスを利用するための計画を作成する相談支援事業所が不足しているとの声が多くあがっており、実際に、障害児におけるセルフプラン（特定計画相談事業所等ではなく保護者がサービス等利用計画等を作成すること）の割合も大きくなっています。また、相談支援体制の充実という点においては、障害のある人、高齢者、子ども、といったような福祉分野ごとの縦割りの相談支援体制ではなく、総合的な相談支援体制を構築していくことも必要です。

今後は、県が実施する相談支援専門員資格取得のための研修への参加要請や自立支援協議会内での研修などを行い、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上を行っていくことが重要です。また、障害者相談支援センター及び障害者基幹相談支援センターにおいて、地域包括支援センターをはじめとする各機関との連携を図り、ネットワークの充実を図ることが必要となっています。

また、障害者差別解消法や成年後見制度利用促進法の施行などにより、全国的に障害のある人の権利擁護についての取り組みの充実が図られつつあります。一方で、アンケート調査によると、日常生活上での差別体験のある人が多くなっており、差別解消に向けた一層の周知・啓発が必要となっています。さらに、自立支援協議会では成年後見センターの設置について要望があがっているものの、アンケート調査では成年後見制度の認知度が低く、必要としている人が利用に結びついていない可能性も考えられます。

今後は、成年後見センターの設置に向けた研究を進めるとともに、成年後見制度や障害者差別解消法、障害者虐待防止法について周知・啓発を進めながら、権利擁護体制を強化していくことが重要です。

### 取り組み方向

- (1) 相談窓口の機能充実
  - ①相談支援専門員、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の増加
  - ②相談窓口の周知
- (2) 地域包括支援センターとの連携等による、介護保険・障害福祉サービスの利用の円滑化
- (3) 成年後見センター設置に向けた研究
- (4) 障害者差別解消法、障害者虐待防止法の理念の浸透を図るための周知・啓発（広報掲載、講演会開催等）



# 第4章 成果目標

国の基本指針に基づき、各項目における数値目標等を掲げ、その達成をめざした施策を推進します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している人が、グループホームや一般住宅に移って地域生活を送ることができるようになることをめざし、平成32年度までにおける成果目標を設定します。

### 【国の基本指針】

- ①平成32年度末までに、地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。
- ②平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。
- ※第4期計画で未達成分があればそれを含めること。

### ■一宮市における成果目標

項目		単位	数値	考え方
実績	平成28年度末時点の施設入所者	人	212	
目標値	①施設入所者の地域生活への移行	人	20	国の基本指針による目標値 212人×9%÷20人
	②施設入所者の削減	人	5	国の基本指針による目標値 212×2%÷5人

※目標値には第4期計画での未達成分は含まれていません。

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、平成 32 年度までにおける成果目標を設定します。

### 【国の基本指針】

○平成 32 年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

※市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置でも可。

### ■一宮市における成果目標

項目	目標
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	自立支援協議会の場を活用し、設置をめざす。

## 3 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう支援する拠点整備について、平成 32 年度までにおける成果目標を設定します。

※地域生活支援拠点等：障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）を集約的、または各機能を分担した事業者が有機的に連携して面的に支援を行う体制

### 【国の基本指針】

○平成 32 年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも 1 つ整備する。

### ■一宮市における成果目標

項目	目標
地域生活支援拠点等	既存の体制の充実をめざす。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行促進ならびに一般就労後の職場定着を図るため、平成 32 年度までにおける成果目標を設定します。

### 【国の基本指針】

- ①平成 32 年度中の一般就労移行者数を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする。
- ②平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加させる。
- ③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。  
※一般就労移行者数、就労移行支援事業の利用者数について第 4 期計画で未達成分があればそれを含めること。
- ④就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

### ■一宮市における成果目標

項目		単位	数値	考え方
実績	平成 28 年度末の福祉施設から一般就労への移行者	人	43	
	平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者	人	87	
	平成 28 年度末の就労移行支援事業所	か所	6	
目標値	① 福祉施設から一般就労への移行者	人	65	国の基本指針による目標値 $43 \text{ 人} \times 150\% \div 65 \text{ 人}$
	② 就労移行支援事業の利用者	人	105	国の基本指針による目標値 $87 \text{ 人} \times 120\% \div 105 \text{ 人}$
	③ 就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	割	5	国の基本指針により市内事業所の 5 割をめざす。
	④ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	割	8	平成 31 年度以降において職場定着率 8 割をめざす。

※目標値には第 4 期計画での未達成分は含まれていません。

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児福祉計画策定にあたり、障害児支援体制の確保について、平成 32 年度（一部平成 30 年度）における成果目標を設定します。

### 【国の基本指針】

- ①重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
  - 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置する。  
※市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置でも可。
  - 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
  - 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保する。  
※市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保でも可。
- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
  - 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。  
※市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置でも可。

### ■一宮市における成果目標

項 目		目 標
目標値	①	児童発達支援センター 保育所等訪問支援
	②	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所
	③	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場
		児童発達支援センターの複数化を検討するとともに、既存の児童発達支援センター（1 か所）の機能充実を図る。 さらなる事業所数の増加を図る。
		既存の事業所の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る。
		既存の協議の場について、構成員の充実など、さらなる機能充実を図る。

# 第5章 障害福祉サービス等の見込み量と確保方策

過去の利用状況を踏まえるとともに、市民意識調査における利用意向や、事業所調査での今後の運営意向を把握しつつ各サービスの見込み量を算出しました。日中活動系サービスについては特別支援学校卒業生の進路状況なども参考にしています。また、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者の一定数は地域生活への移行が可能となることから、平成32年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数のうち一定数（基盤整備量）が地域移行できるよう、特に訪問系サービスや居住系サービスは以下の基盤整備量を踏まえて見込み量を算出しています。

なお、利用者数及びサービス量の実績（平成27・28年度）、見込み量（平成29年度以降）については1か月分を表記しています。

## ■地域移行に伴う基盤整備量

項目	単位	数値
地域移行に伴う基盤整備量	人	65歳以上 34人
		65歳未満 39人

## 1 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

#### ■訪問系サービスの種類

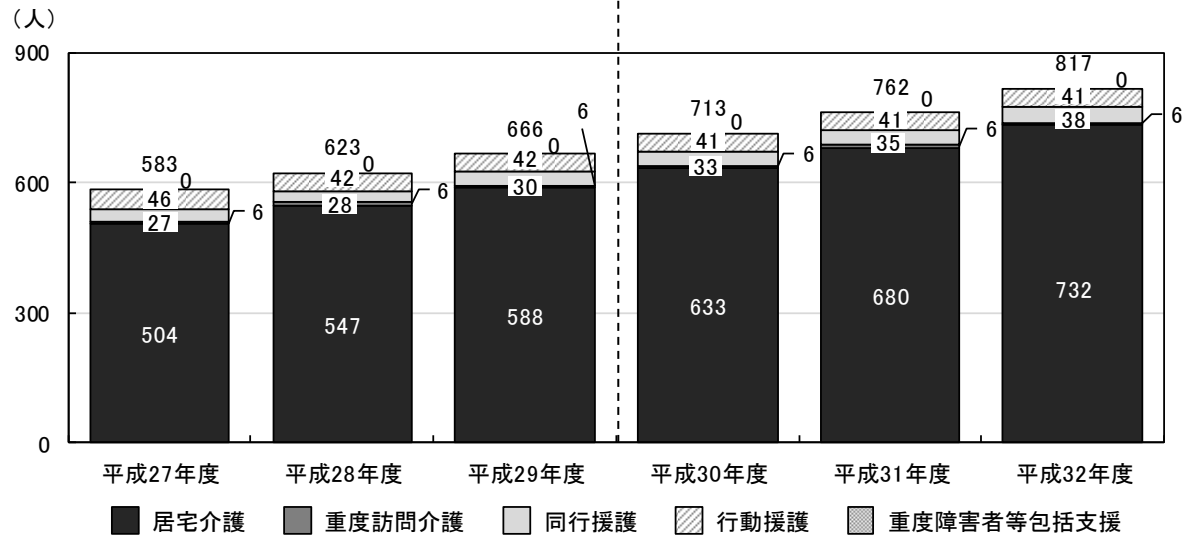
名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分*1以上の人	自宅での入浴・排泄・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行う
重度訪問介護	重度の障害で常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）	自宅での入浴・排泄・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行う
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行う
同行援護	視覚障害の状態を判定する「同行援護アセスメント調査票」に基づき、同行援護が必要とされる人	外出時における援護（身体介護や代読、代筆など）を行う

※障害支援区分…障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。必要とされる支援の度合いが低い方から順に、区分1、区分2、区分3、区分4、区分5、区分6の6つに分類される。

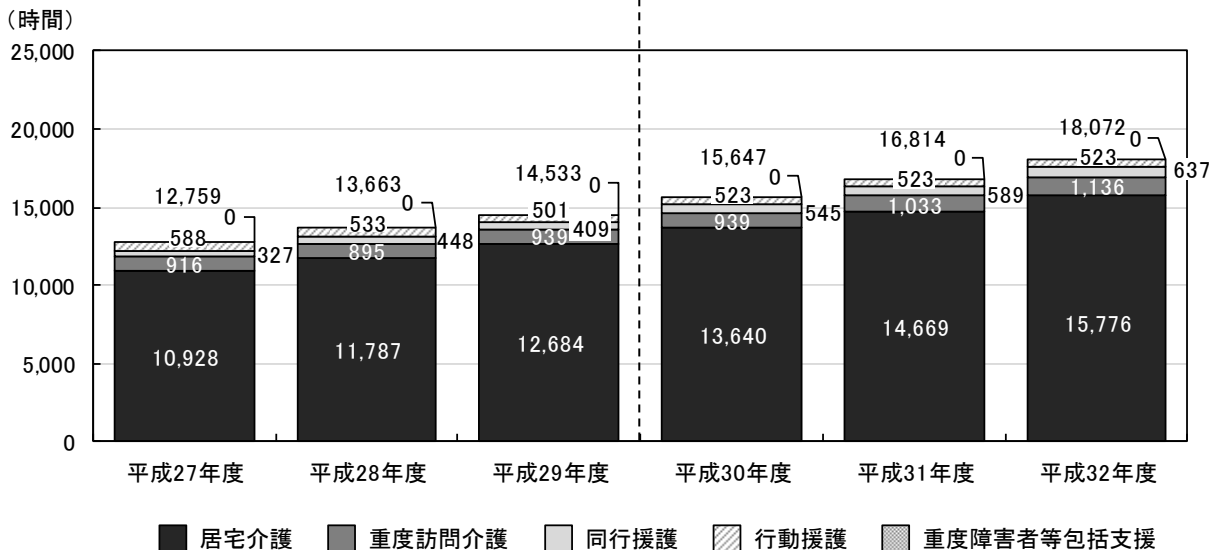
名称	対象者	内容
重度障害者等包括支援	常に介護を必要な人（障害支援区分6）で意思疎通が著しく困難な人のうち、次の人が対象となる ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害のある人のうち筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など、呼吸管理を行っている身体障害のある人または最重度の知的障害のある人 ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供する

### ①訪問系サービスの見込み量

■訪問系サービスの実績と見込み(人数)



■訪問系サービスの実績と見込み(時間)



## ②見込み量を確保するための方策

訪問系サービスは、障害のある人の増加及び介護者の高齢化などにより、今後も利用者が増加していくことが予想されます。事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。

重度訪問介護では長時間対応できるヘルパーの確保、行動援護では、強度行動障害に対応できるヘルパーが少ない、といった課題があり利用者ニーズに対応できていない現状があるため、県が実施する研修等への参加を促進し、自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ■日中活動系サービスの種類

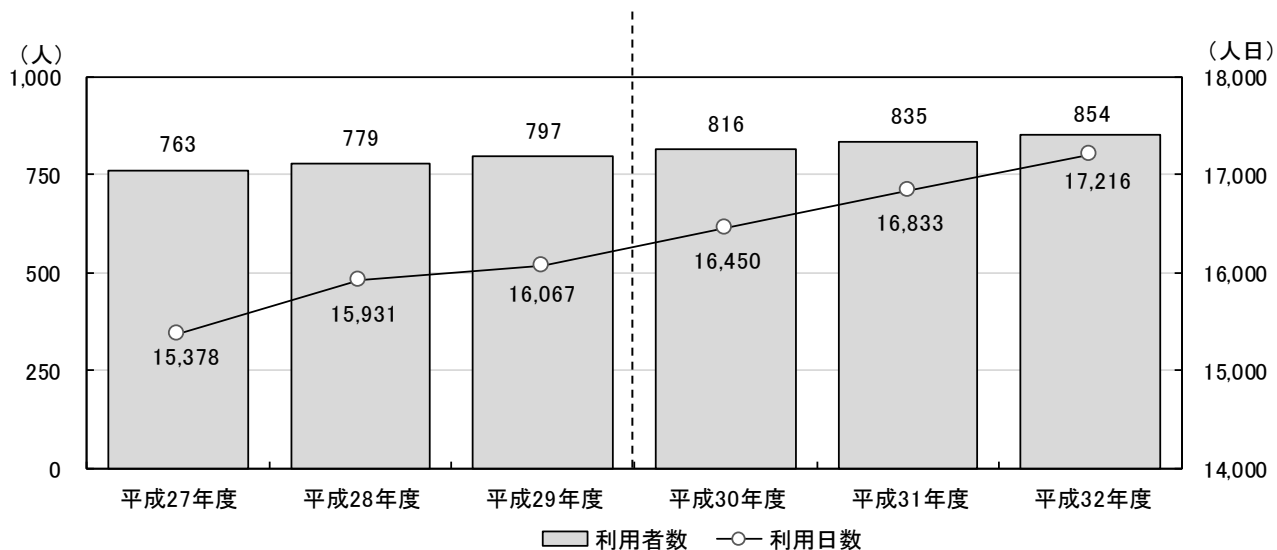
名 称	対象者	内 容
生活介護	常に介護を必要とする障害のある人のうち、①または②に該当する人 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、障害者支援施設で食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会の提供を行う
自立訓練（機能訓練）	身体障害または難病があり、①又は②に該当する人 ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う（利用期間18か月以内）
自立訓練（生活訓練）	知的障害や精神障害があり、①又は②に該当する人 ①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）

名 称	対 象 者	内 容
就労継続支援(A型)	雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な原則65歳未満の人のうち、①②③いずれかに該当する人 ①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	①通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ②一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援(B型)	①企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用には結びつかなかった人 ③50歳に達している人、または、障害基礎年金1級を受給している人 ④アセスメントの結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された人	①通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労等への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
<b>新</b> 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害のある人のうち、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害のある人で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談の支援等を行う
短期入所	①障害支援区分1以上である人 ②障害のある児童に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童	介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障害者支援施設などで障害のある人を預かり、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の支援を行う

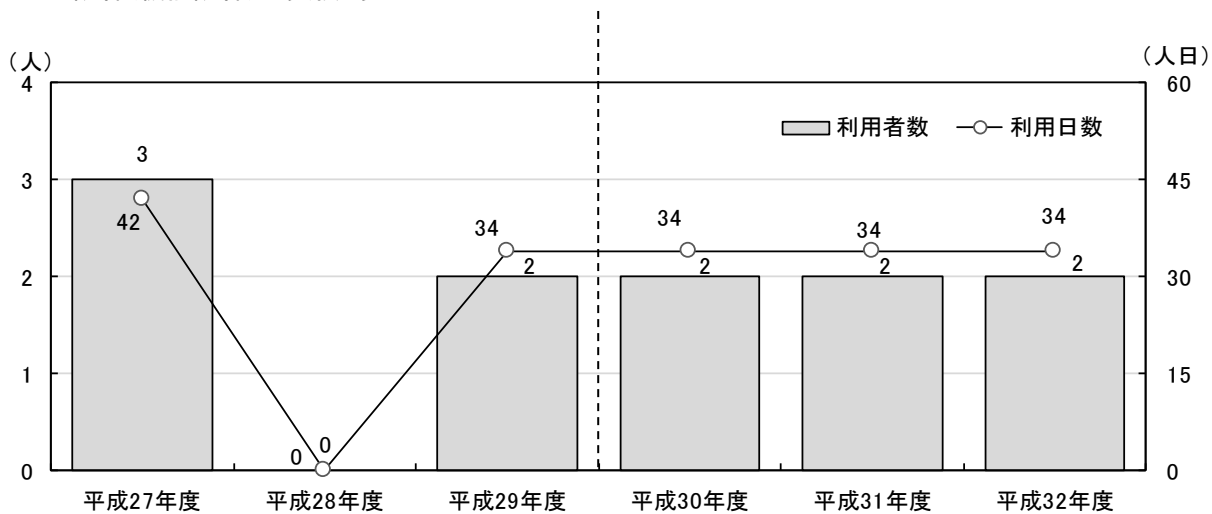


## ①日中活動系サービスの見込み量

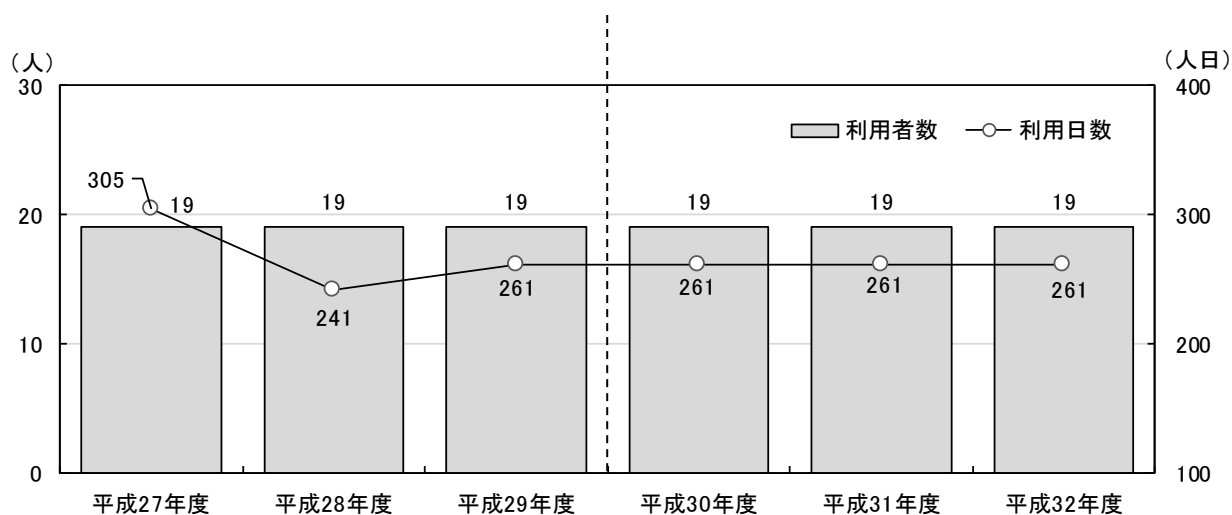
### ■生活介護の実績と見込み



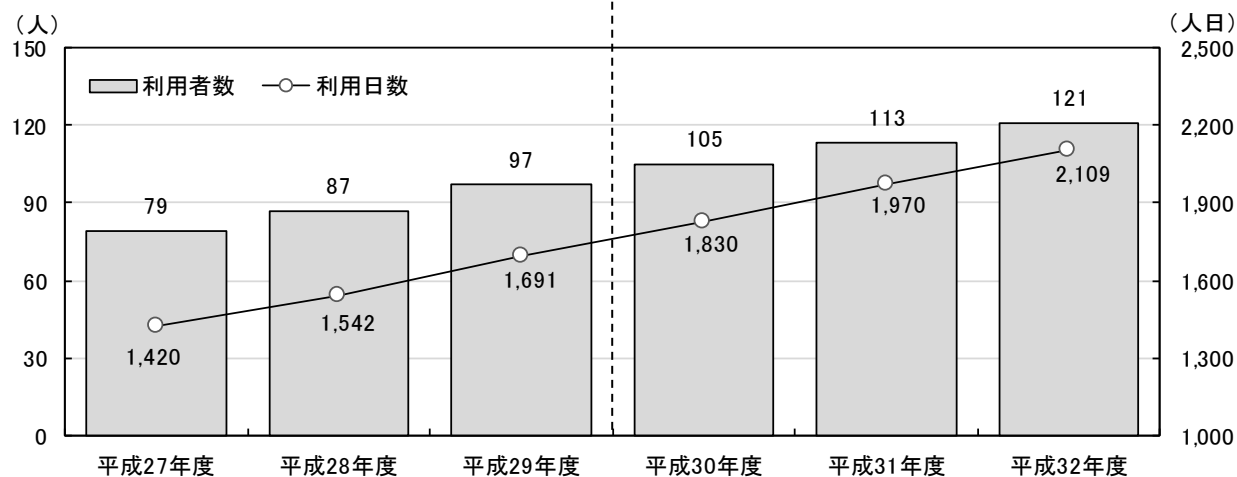
### ■自立訓練(機能訓練)の実績と見込み



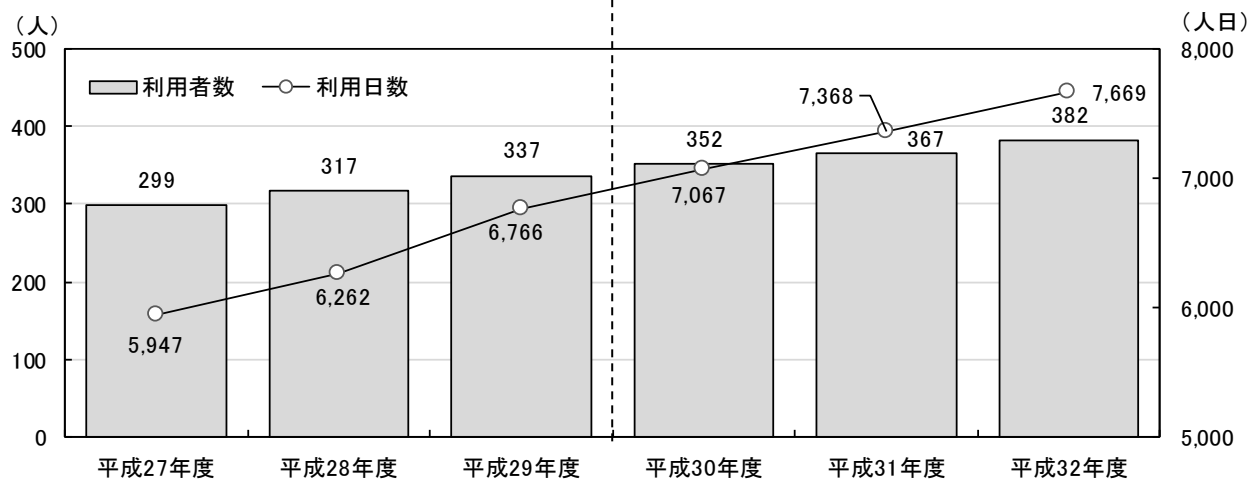
### ■自立訓練(生活訓練)の実績と見込み



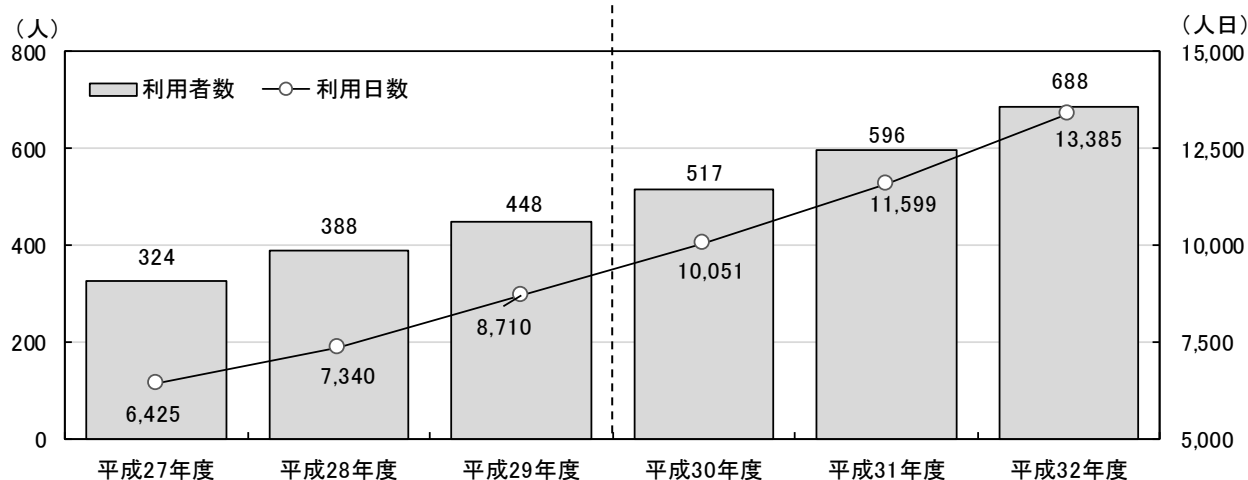
■就労移行支援の実績と見込み



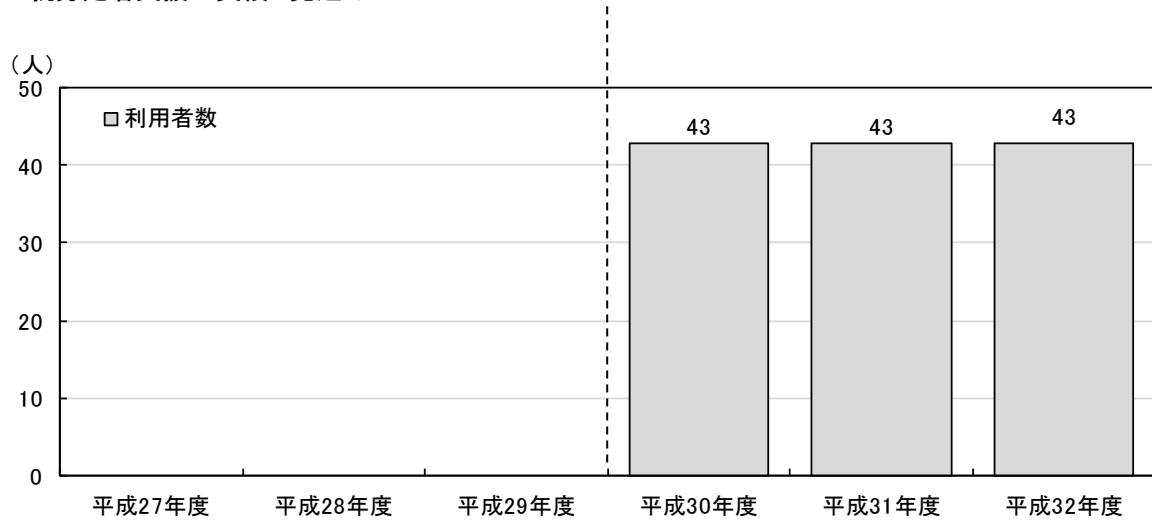
■就労継続支援(A型)の実績と見込み



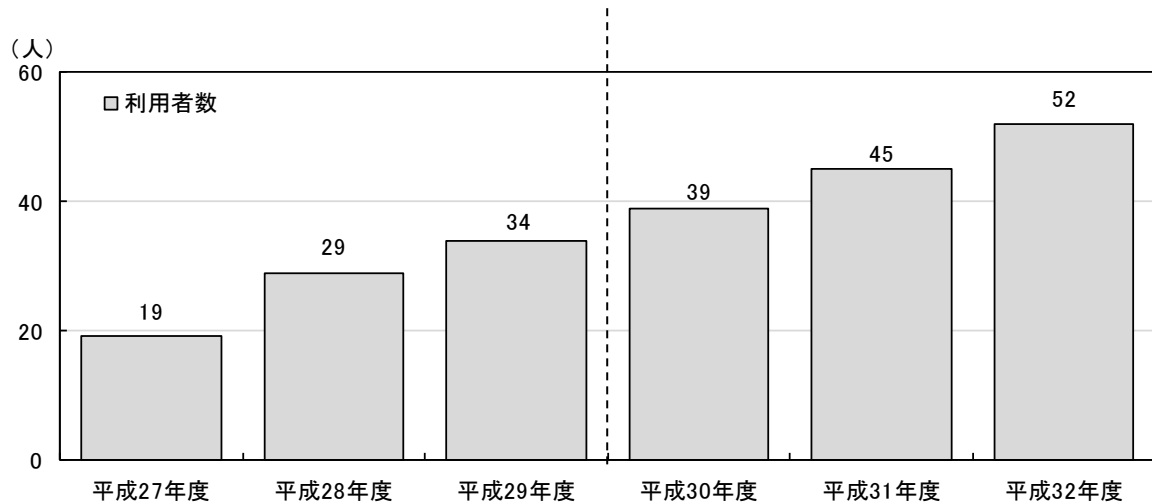
■就労継続支援(B型)の実績と見込み



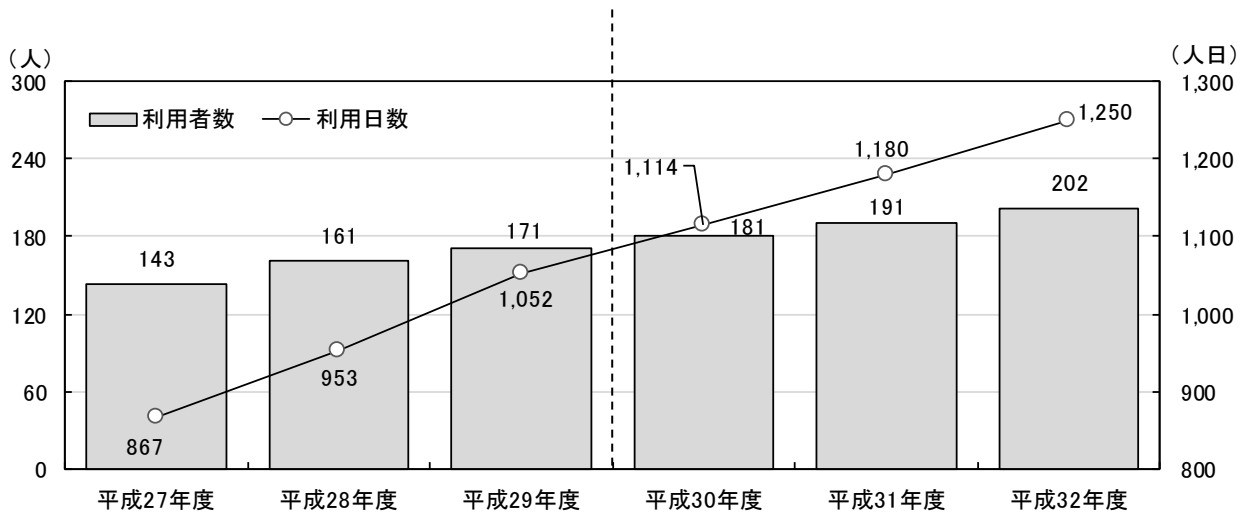
■就労定着支援の実績と見込み



■療養介護の実績と見込み



■短期入所の実績と見込み



## ②見込み量を確保するための方策

事業所に対し情報提供を行い、参入を呼びかけるなど、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。

就労系サービスはアンケート調査から18歳未満の障害のある人において需要が大きくなっているため、適正なサービス量を確保できるようニーズの収集に努めるとともに、新たな事業所参入も含め、サービス提供基盤の確保に努めます。

短期入所については、受け入れ側の人員不足によりニーズに十分対応できていない現状があります。アンケート調査からも提供体制の充実が求められていることから、県が実施する研修等への参加を促進し、自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

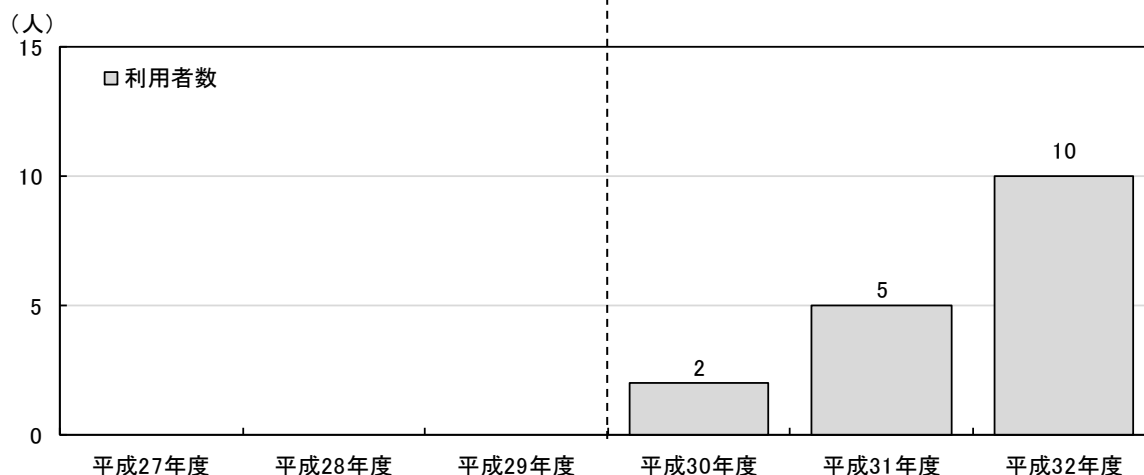
## (3) 居住系サービス

### ■居住系サービスの種類

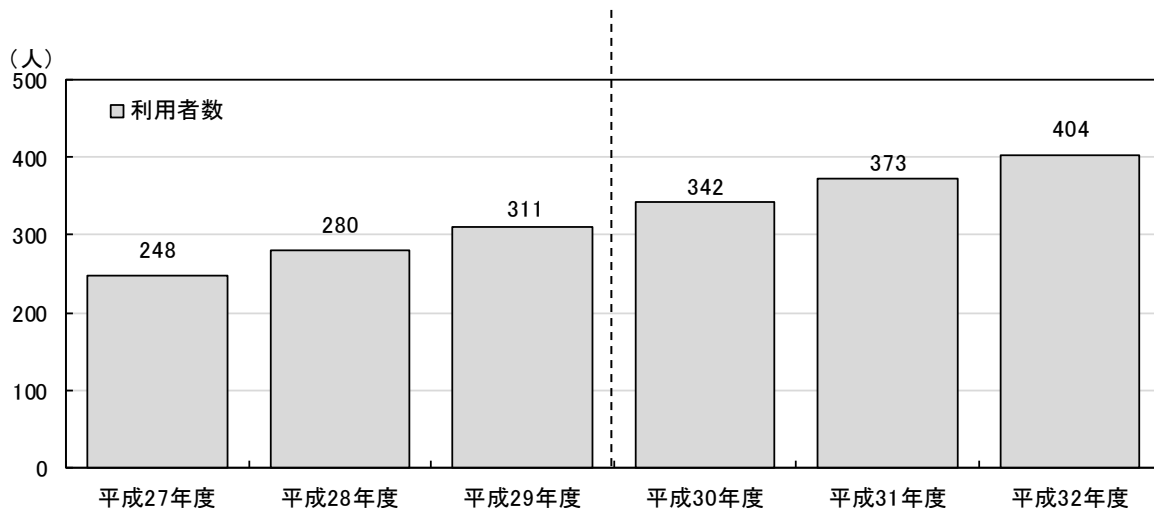
名称	対象者	内容
<b>新</b> 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して障害のある人で一人暮らしを希望する人等	本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人（身体障害のある人については、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）	昼間は就労や日中活動を行いながら、夜間・休日に共同で生活する場で、入浴・排泄・食事など日常生活上必要な介護の提供や援助を行う
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②就労移行支援等の利用者で通所することが困難な人等	障害者支援施設に入所し、入浴・排泄・食事の介護、日常生活上の支援などを行う

### ①居住系サービスの見込み量

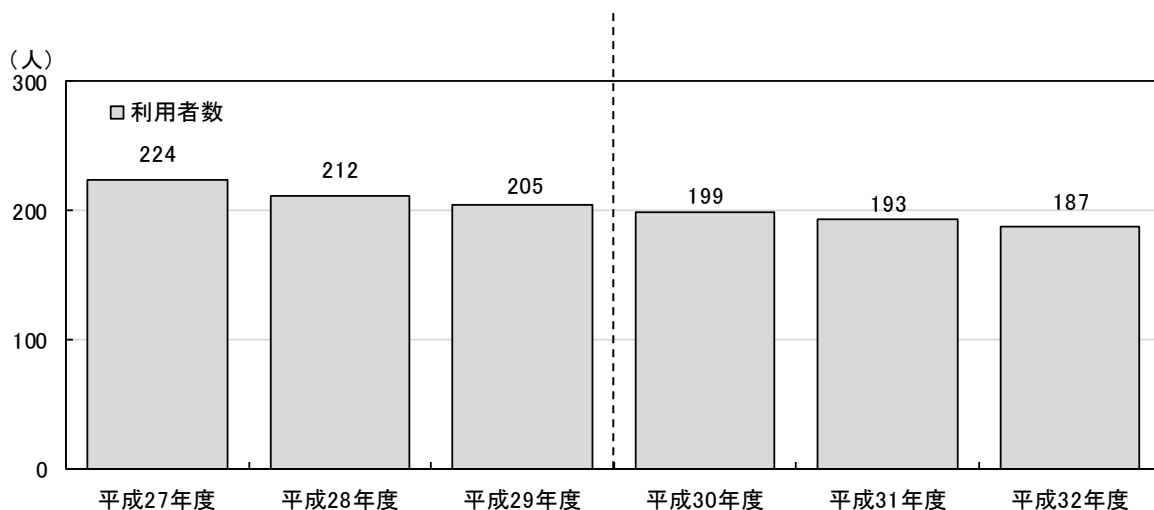
#### ■自立生活援助の実績と見込み



■共同生活援助(グループホーム)の実績と見込み



■施設入所支援の実績と見込み



②見込み量を確保するための方策

共同生活援助(グループホーム)については、各アンケート調査結果からも要望が大きく、依然として待機者が多い状況です。施設入所者や長期入院者等の地域への移行の方針に基づき、今後も利用の伸びが想定されるため、事業所への整備を働きかけるとともに、運営の支援を行います。

施設入所支援については、地域移行の推進を前提としつつ、入所が必要な人へのサービス提供量を適切に確保できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

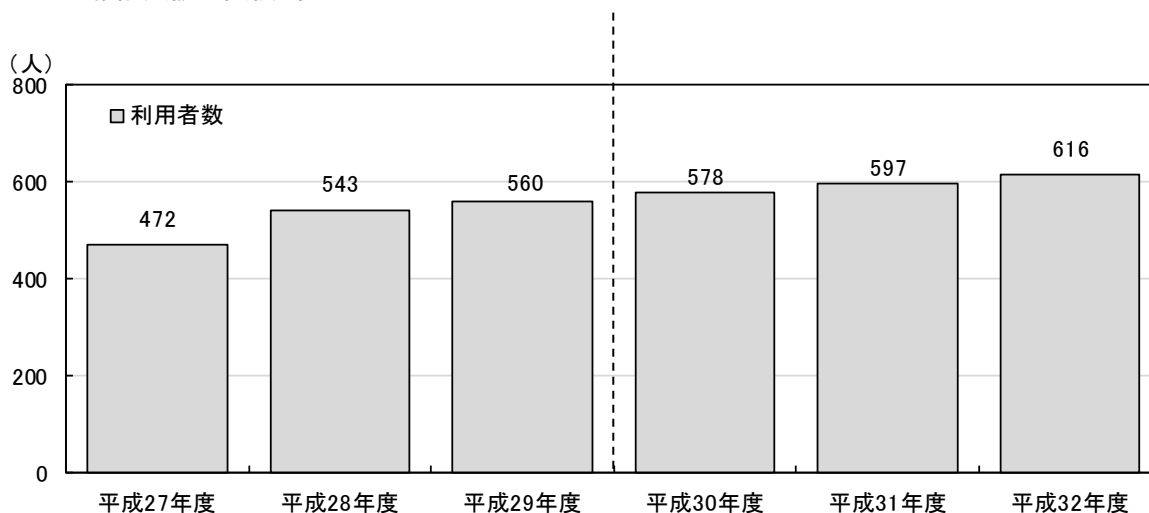
## (4) 相談支援

### ■相談支援の種類

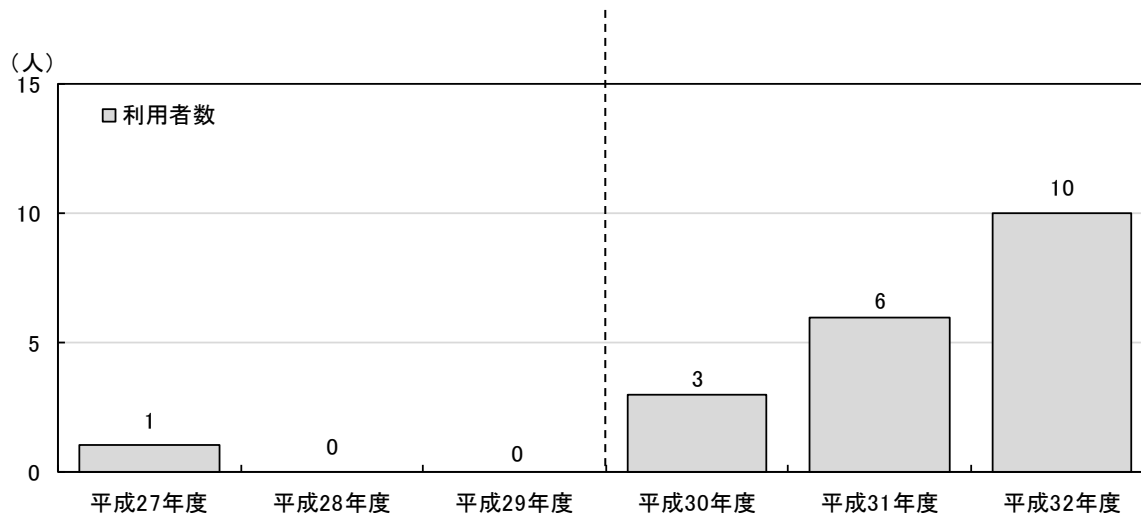
名称	対象者	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する（利用を希望する）人	指定特定相談支援事業所 ・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成 ・基本相談支援（通常の相談）
地域移行支援	障害により入所・入院している人等	指定一般相談支援事業所 ・地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等
地域定着支援	原則居宅において単身で生活し、緊急時の支援が見込めない人	指定一般相談支援事業所 ・24時間体制の緊急時の相談支援等

### ①相談支援の見込み量

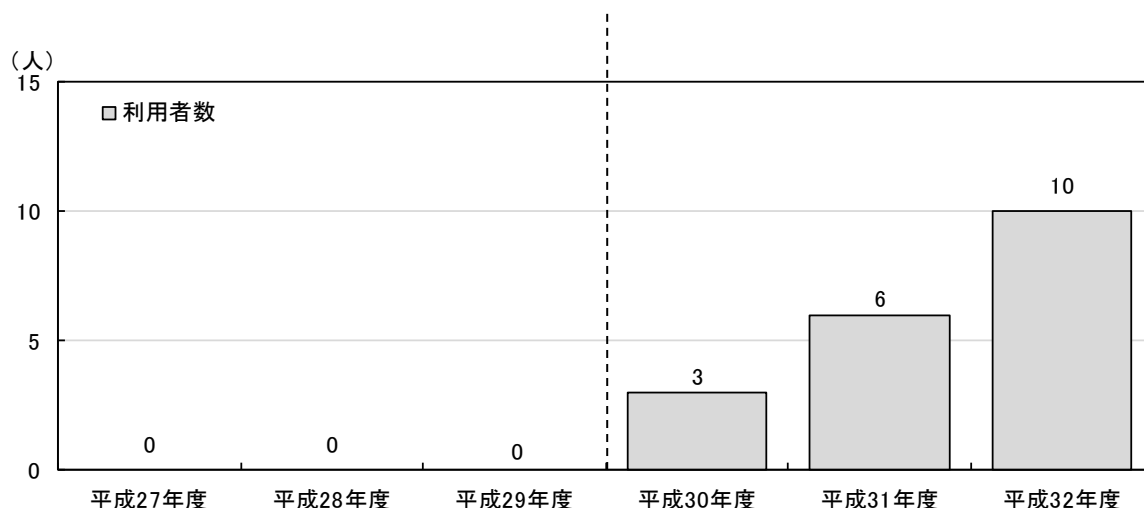
#### ■計画相談支援の実績と見込み



#### ■地域移行支援の実績と見込み



## ■地域定着支援の実績と見込み



## ②見込み量を確保するための方策

計画相談支援は、アンケート調査結果からも高いニーズがみられる一方で、相談支援専門員の不足が課題としてあがっています。相談支援専門員の養成に努め、適正なサービス量の確保を図ります。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者や入院中の精神障害のある人等の地域移行にあたって重要なサービスとなるため、施設入所・入院等からの地域生活への移行に向けた普及・啓発を行うとともに、県が指定する一般相談支援事業所との連携のもと、地域生活への移行を促進します。

## 2 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、講演会等を開催して、障害のある人等の理解促進を地域社会へ働きかけます。

### (2) 自発的活動支援事業

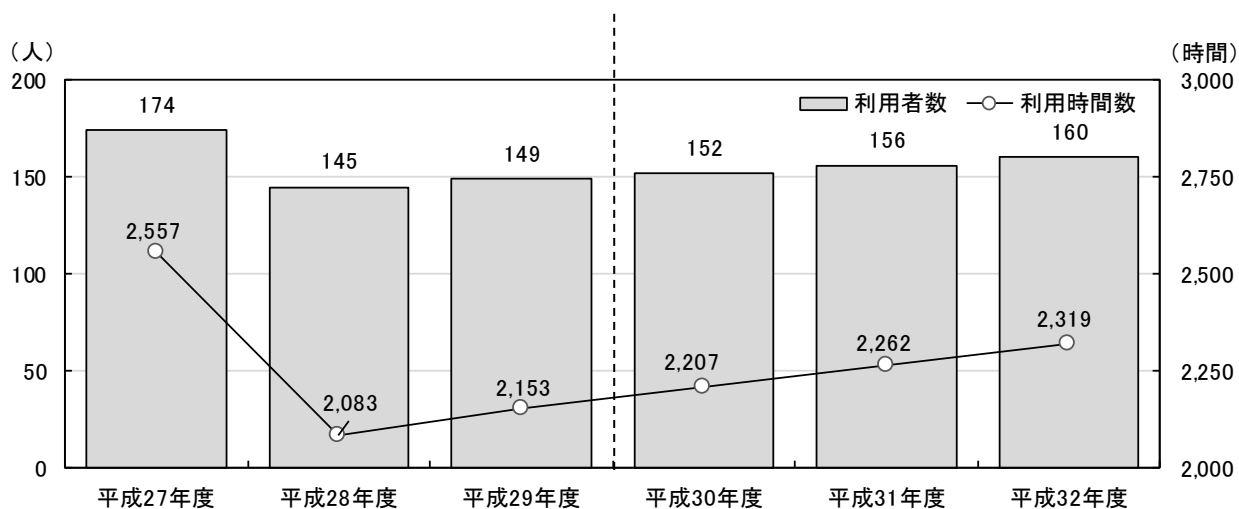
精神障害のある人やその家族の相談窓口として、当事者の家族会が実施する精神障害者家族相談事業をはじめ、地域住民が行う障害のある人が日常生活または社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するための自発的な取り組みを支援します。

### (3) 地域活動支援センター事業

障害のある人の創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、生きがい活動の提供など、地域活動支援の促進を図ります。

#### ①地域活動支援センター事業の見込み量

■地域活動支援センター事業の実績と見込み



#### ②見込み量を確保するための方策

利用者のニーズに応じたサービス内容の検討やサービス量の確保と質の向上に努めます。

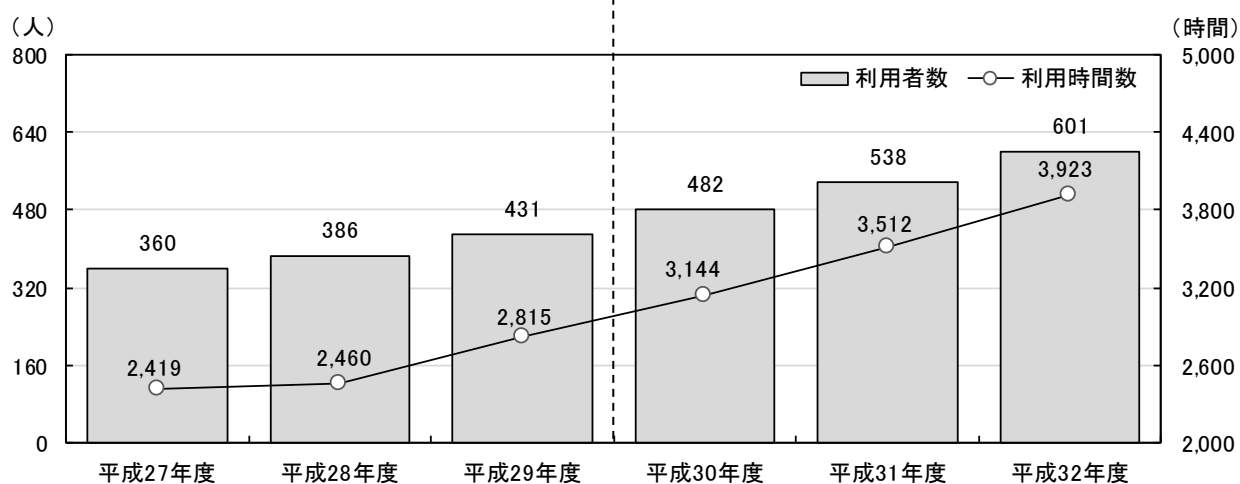


## (4) 移動支援事業

訪問系サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における個別の移動を支援します。

### ①移動支援事業の見込み量

#### ■移動支援事業の実績と見込み



### ②見込み量を確保するための方策

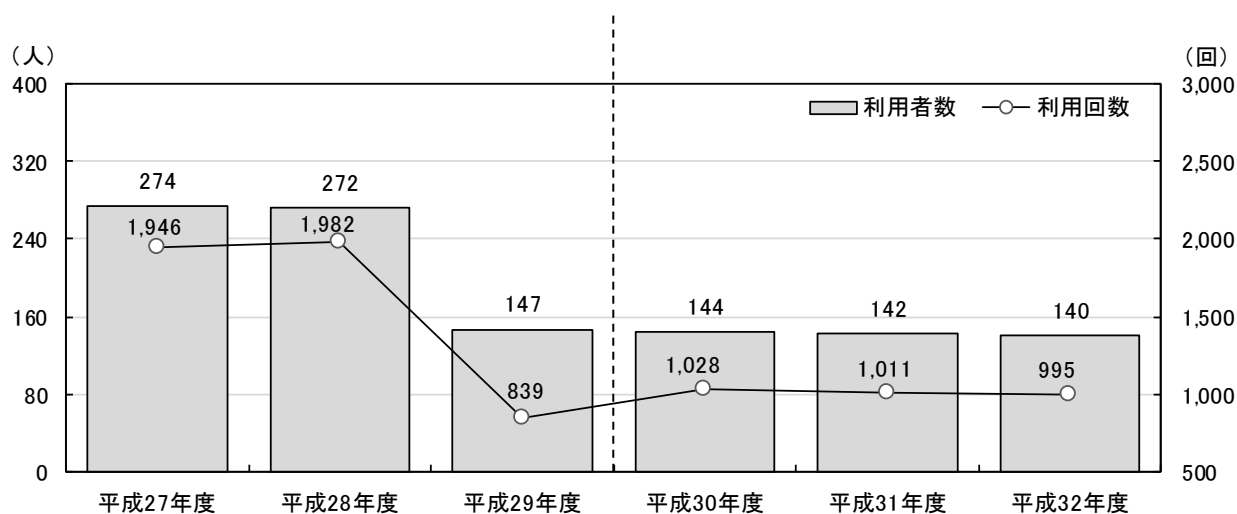
障害特性に合わせた移動支援の提供を図ります。ニーズに対し柔軟な対応ができるよう、自立支援協議会と協力してヘルパーの研修実施などに努めます。

## (5) 日中一時支援事業

日中において介護者等がないため、一時的に見守り等が必要な障害のある人等に、見守りと日中活動の場を提供します。平成29年度から障害福祉サービスの日中活動系サービス、障害児通所支援の一部との同一日利用が原則できなくなったため、利用者数、利用回数ともに大きく減少しています。

### ①日中一時支援事業の見込み量

#### ■日中一時支援事業の実績と見込み



### ②見込み量を確保するための方策

長時間の利用などニーズの多様化に対応できる支援体制を検討します。

## (6) その他事業

### ① その他事業の見込み量

■その他事業の実績と見込み(実績、見込みともに1年分を表記)

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談支援事業							
一般相談支援	か所	6	6	6	6	6	6
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件	9	9	10	10	10	10
意思疎通支援事業	件	299	332	353	374	398	422
日常生活用具給付等事業	件	8,091	8,512	8,941	9,391	9,863	10,361
介護・訓練支援用具	件	48	38	42	42	42	42
自立生活支援用具	件	86	81	80	80	80	80
在宅療養等支援用具	件	86	99	93	93	93	93
情報・意思疎通支援用具	件	58	65	70	70	70	70
排泄管理支援用具	件	7,800	8,216	8,643	9,093	9,565	10,063
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	13	13	13	13	13	13
福祉ホーム	か所	1	1	1	1	1	1

### ② 見込み量を確保するための方策

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。

また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

# 第6章 児童福祉法によるサービス等の見込み量と確保方策

## 【第1期障害児福祉計画】

この章では、第5章と同様に過去の利用状況、各アンケート調査を踏まえ、障害児通所支援等の見込み量を算出しました。

なお、利用者数及びサービス量の実績（平成27・28年度）、見込み量（平成29年度以降）については1か月分を表記しています。

### 1 障害児通所支援等のサービス

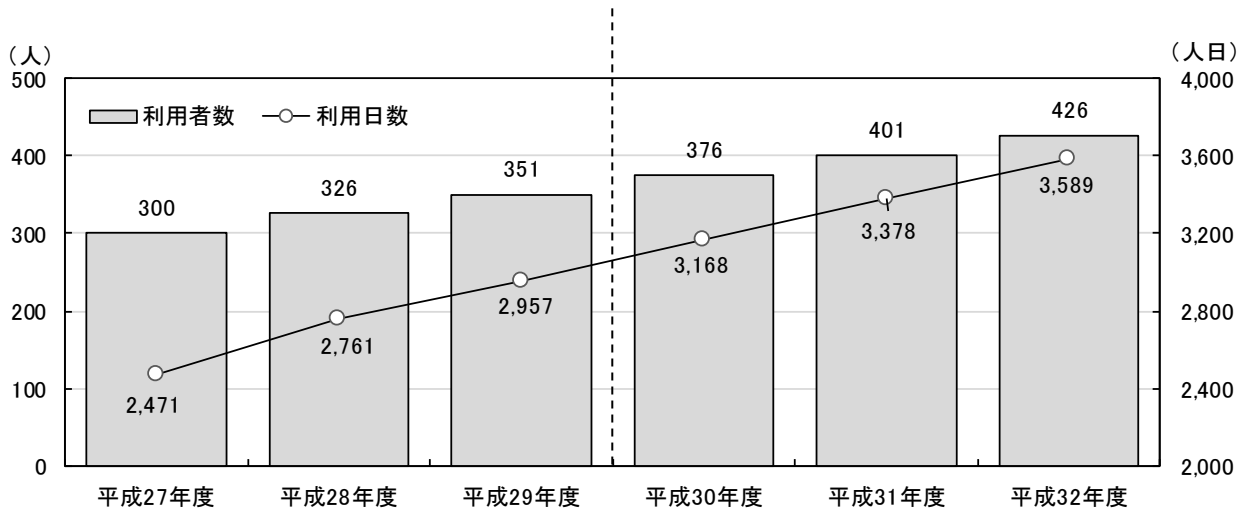
#### 障害児通所支援

##### （1）児童発達支援

未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に、日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行います。

##### ①児童発達支援の見込み量

###### ■児童発達支援の実績と見込み



## ②見込み量を確保するための方策

アンケート調査等から、早期療育の要望は大きく、その重要性を踏まえて個々の障害特性にそった特色ある支援ができるように働きかけます。また、支援の質の向上のため、自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。

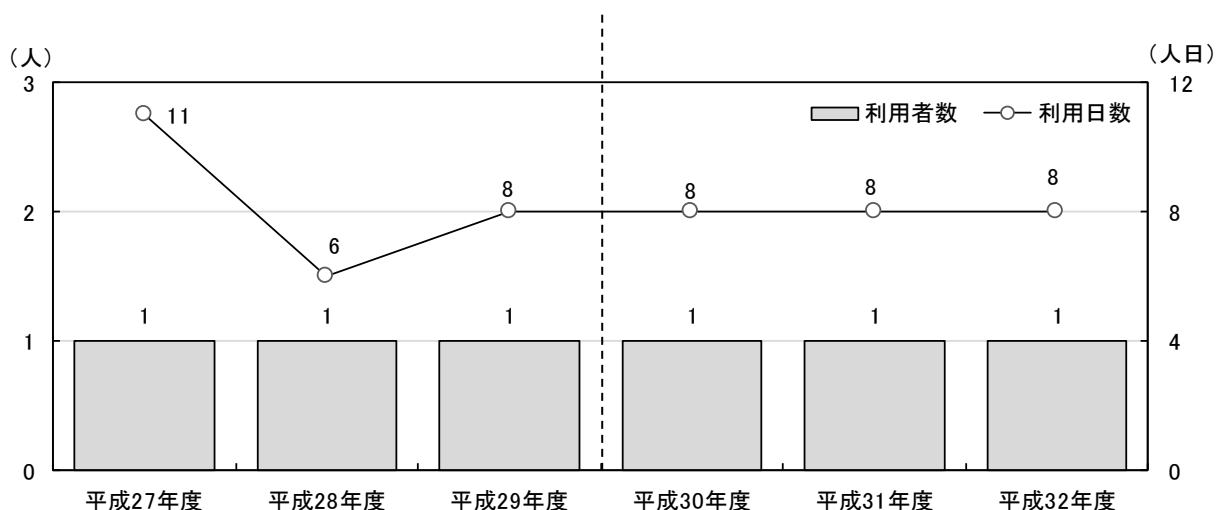
また、児童発達支援センターを中核とした、地域支援体制・連携づくりも検討します。

## (2) 医療型児童発達支援

肢体不自由児に、児童発達支援を行うとともに、機能訓練や医学的な管理の下での支援及び治療を行います。

### ①医療型児童発達支援の見込み量

#### ■医療型児童発達支援の実績と見込み



## ②見込み量を確保するための方策

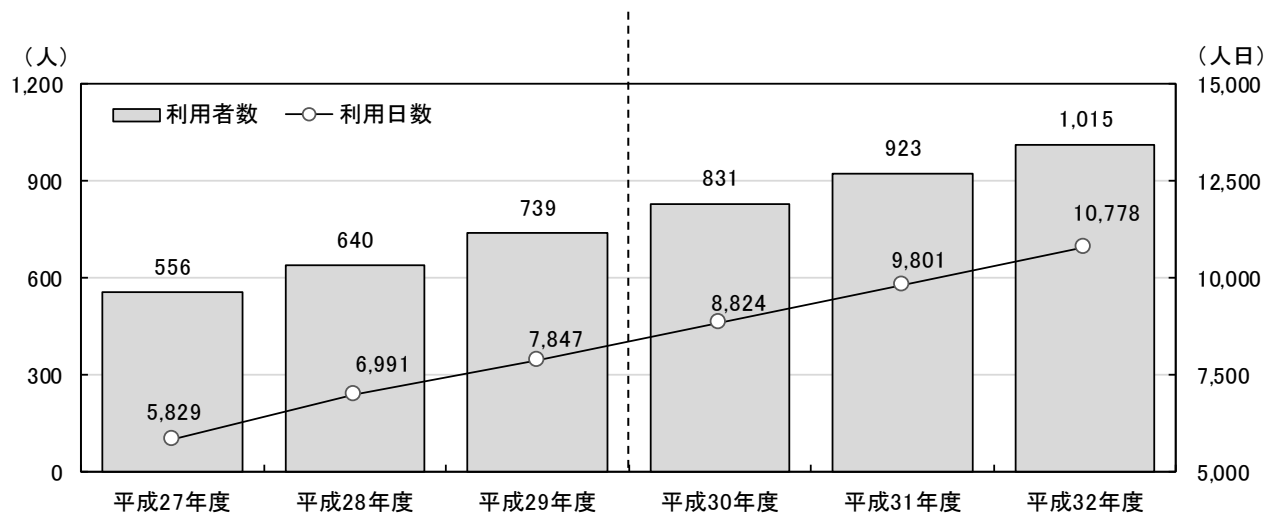
利用状況を見ながら提供体制について検討します。

### (3) 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童や障害が疑われる児童に、放課後や休業日に生活能力向上の訓練や社会との交流促進の支援を行います。

#### ①放課後等デイサービスの見込み量

##### ■放課後等デイサービスの実績と見込み



#### ②見込み量を確保するための方策

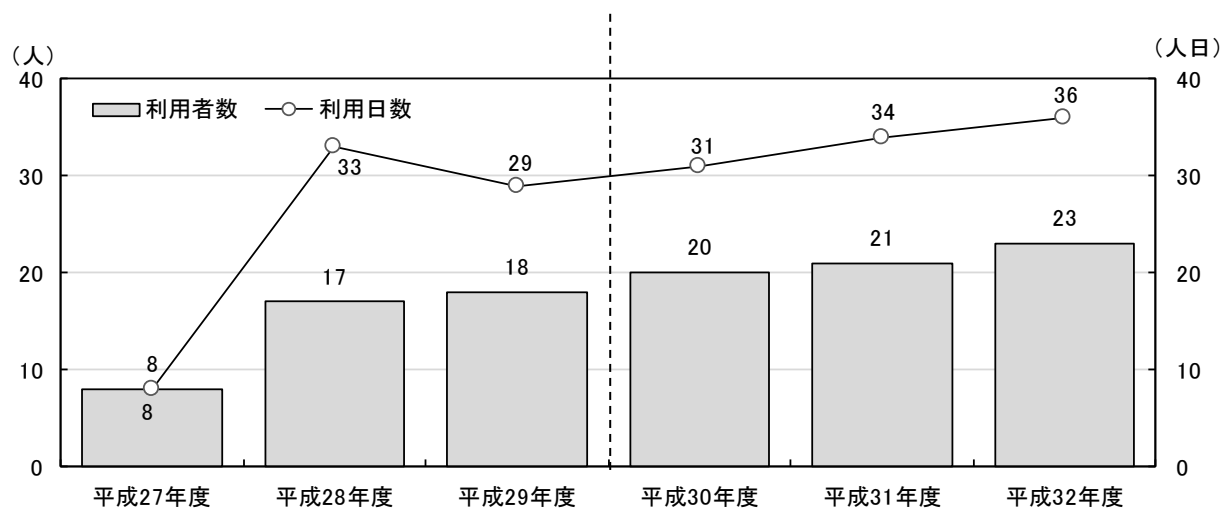
障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、支援の質の向上のため自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。また、アンケート調査からもニーズが高いことがうかがえるため、事業所の新規参入への働きかけを進め、受け皿の拡大に努めます。

## (4) 保育所等訪問支援

児童発達支援センター等から保育所や学校等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### ①保育所等訪問支援の見込み量

#### ■保育所等訪問支援の実績と見込み



### ②見込み量を確保するための方策

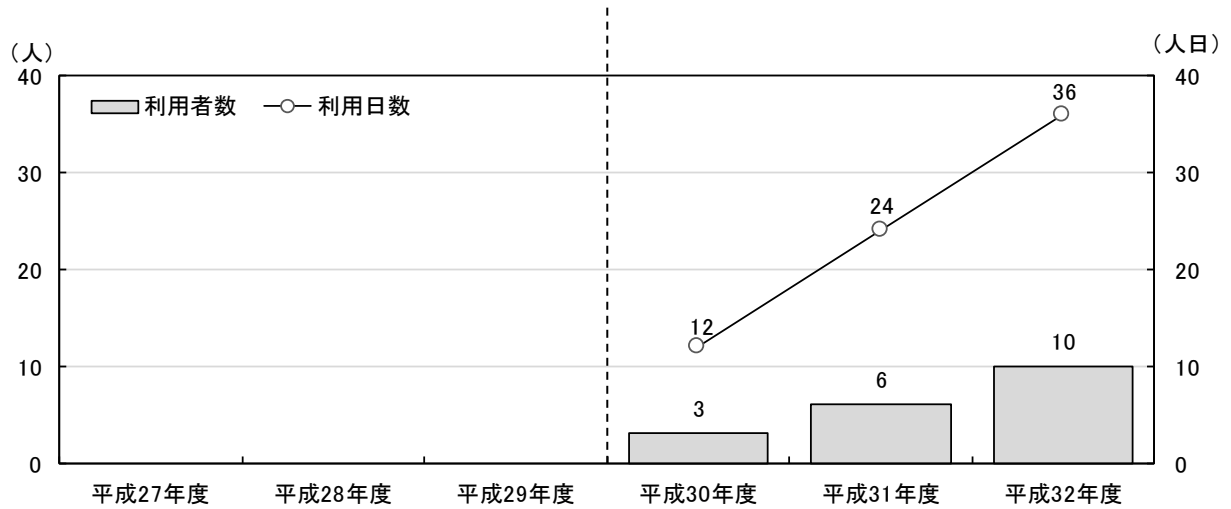
事業を広く啓発し、地域の障害児療育体制の支援に努めます。また、事業所の新規参入への働きかけを進め、受け皿の拡大に努めます。

## (5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のために外出が困難な障害のある子どもに、自宅を訪問して発達支援を行います。

### ①居宅訪問型児童発達支援の見込み量

#### ■居宅訪問型児童発達支援の実績と見込み



### ②見込み量を確保するための方策

利用状況を見ながら提供体制について検討します。



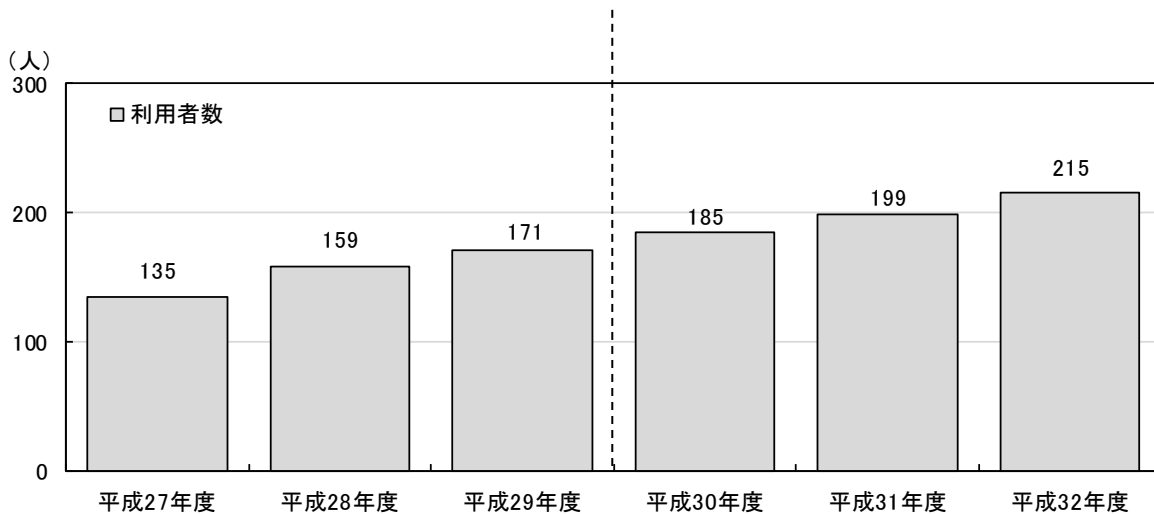
# 障害児相談支援

## (6) 障害児相談支援

障害児通所サービスを利用するすべての児童に、障害児支援利用計画を作成します。

### ①障害児相談支援のサービスの見込み量

#### ■障害児相談支援の実績と見込み



### ②見込み量を確保するための方策

障害児相談の質の向上をめざし、自立支援協議会や障害者基幹相談支援センターを中心に、研修の開催や情報提供に努めます。

障害児相談から得られた地域課題の解決には、多様な関係者との連携が必要となることから、児童発達支援センターを中核とした重層的な連携体制の強化に努めます。

## 2 子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画の記載事項と整合を図りつつ、見込み量を設定しています。

### (1) 障害児保育

中・軽度の心身障害のある3歳以上の児童で、毎日通園できる幼児を保育します。

#### ■障害児保育の見込み量

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害児保育(保育園)	人	259	272	297	300	304	304

### (2) 放課後児童クラブ・障害児児童クラブ

保護者が仕事等の理由により、下校後に児童の支援が必要な場合において市内の児童クラブで預かりを行う「放課後児童クラブ」において、特別に支援が必要な子どもに対して指導員の加配を行います。また、特別支援学校へ通う障害のある子どもの放課後の生活を支援するため、「障害児児童クラブ」において預かりを行います。

#### ■放課後児童クラブ・障害児児童クラブの見込み量

サービス種別	単位	実績		見込み	見込み		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
放課後児童クラブ(加配児童)	人	78	63	69	67	66	63
障害児児童クラブ	人	42	42	42	42	42	42

# 第7章 計画の推進体制

## 1 計画の推進体制

本計画を推進していくにあたり、特に以下の（１）（２）に留意していきます。それ以外にも、近隣市町の各種サービスへの負担額との均衡を図りながら本市独自の助成など経済的負担への配慮を行うこと、サービスの質の向上のため、自立支援協議会と協力して研修の実施等に努めます。

### （１）連携・協力体制の整備

本市の障害福祉施策を一体的に推進し、総合的な施策及び横断的な調整を確保するために、庁内各課との連携を図ります。また、その着実な実施及び推進のために、国・県・近隣市町などと協力体制の一層の強化を図ります。さらに、地域のネットワーク体制を構築し、障害のある人の自立と社会参加に関する取り組みを社会全体で進めるため、自立支援協議会の各活動等を中心に障害者団体・企業・事業者等との協働に努めます。

### （２）広報・啓発活動の推進

障害福祉施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていく事が重要です。関係機関や障害者団体等と連携し、情報の得にくい環境にある障害のある人等に配慮したきめ細かい広報・啓発を進めます。また「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障害者基幹相談支援センターを中心として合理的配慮の提供や適切な権利擁護体制のもと計画の推進に努めます。

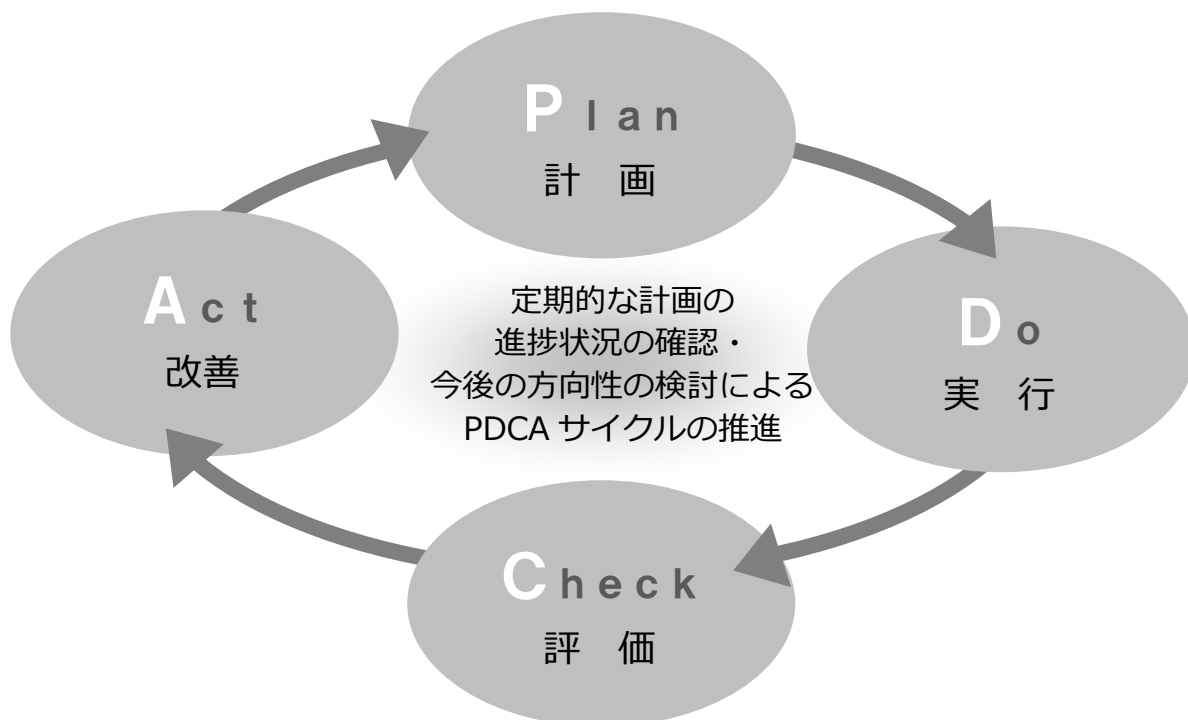
## 2 計画の進捗状況の点検・評価

### （１）第5期計画におけるPDCAサイクル

国の示すPDCAサイクルのプロセスは、次の通りです。

- ・成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- ・また、中間評価の際に自立支援協議会の意見をきくとともに、その結果について公表することが求められます。
- ・活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込み量の達成状況等の分析・評価を行うことが求められます。

■PDCA イメージ



## (2) 計画・推進方策の見直しと達成状況の公表

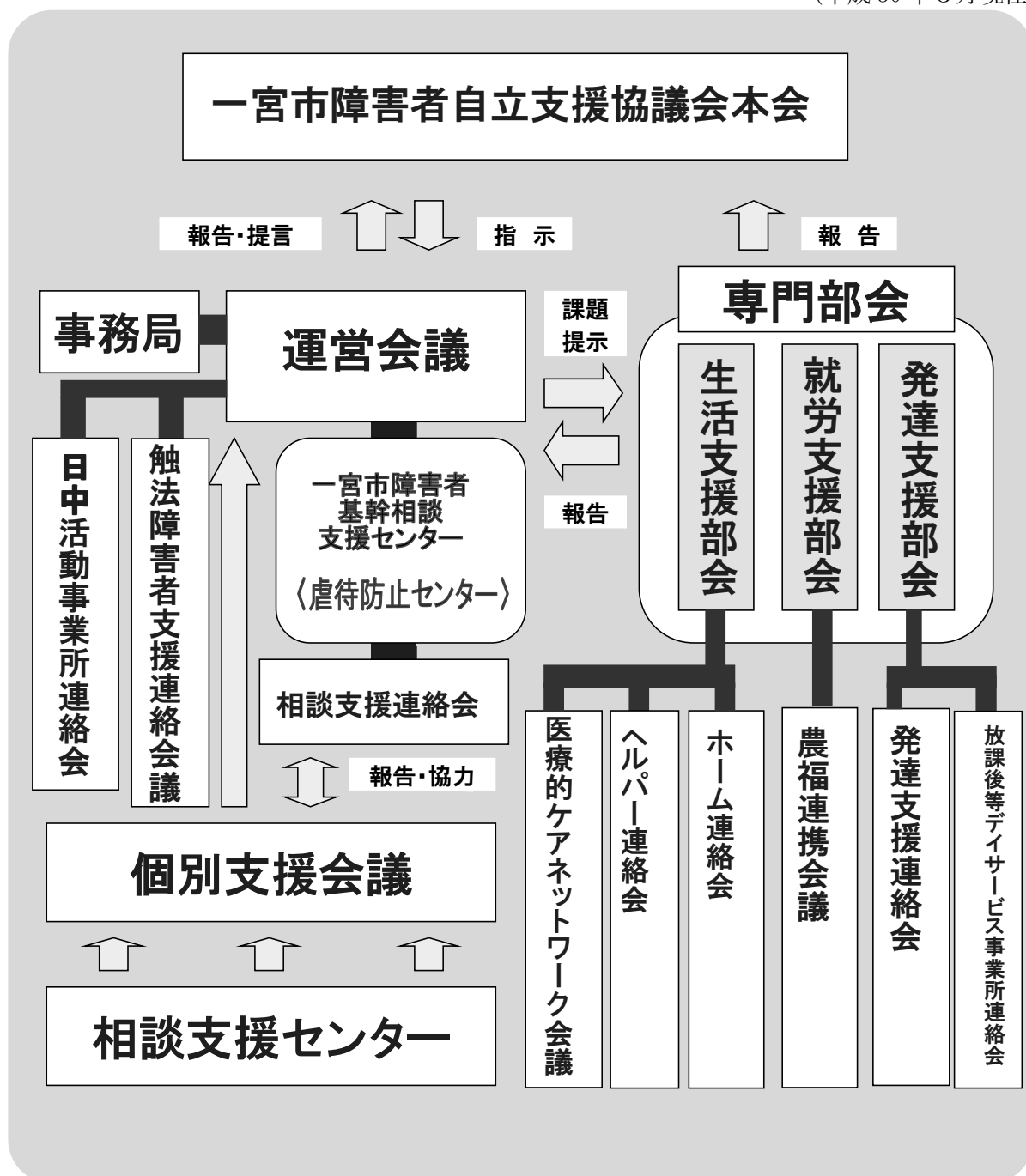
本市では、(1)のPDCAサイクルの考え方を踏まえ、毎年の実績は自立支援協議会へ報告し、その意見等を踏まえ、計画・推進方策の見直しを実施します。

PDCAサイクルの結果は、障害のある人や障害福祉事業者などの関係者のほか、一般市民に向けて広く公開します。閲覧者が理解しやすいよう工夫し、自立支援協議会で使用した資料等もできる限り、ウェブサイト等で公開していきます。

# 資料編

## 1 一宮市障害者自立支援協議会の関係図

(平成 30 年 3 月現在)



## 2 計画策定の経過

日 程	内 容
平成 29 年 6 月 30 日	第 1 回第 5 期一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 期一宮市障害福祉計画（含第 1 期一宮市障害児福祉計画）の策定について</li> <li>・市民アンケート等について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> </ul>
平成 29 年 7 月 26 日 ～ 8 月 9 日	市民意識調査の実施（回収率 59.0%）
平成 29 年 7 月 27 日 ～ 8 月 9 日	事業所調査の実施（回収率 43.7%）
平成 29 年 8 月 29 日	第 2 回第 5 期一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの結果について</li> <li>・第 4 期障害福祉計画の進捗状況について</li> <li>・第 5 期一宮市障害福祉計画（含第 1 期一宮市障害児福祉計画）骨子案について</li> </ul>
平成 29 年 9 月 13 日	障害児・者関係施設の見学（3 か所）
平成 29 年 10 月 20 日	第 3 回第 5 期一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果報告書について</li> <li>・障害福祉等サービス及び地域生活支援事業の見込量について</li> <li>・第 5 期一宮市障害福祉計画（含第 1 期一宮市障害児福祉計画）骨子案について</li> </ul>
平成 29 年 11 月 29 日	第 4 回第 5 期一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 5 期一宮市障害福祉計画（含第 1 期一宮市障害児福祉計画）素案について</li> <li>・市民意見提出制度（パブリックコメント）について</li> </ul>
平成 30 年 1 月 5 日 ～ 2 月 5 日	市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施
平成 30 年 2 月 16 日	第 5 回第 5 期一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画原案について</li> <li>・概要版について</li> </ul>

## 3 策定委員会設置要綱

### 一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会設置要綱

（設置）

**第1条** 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（平成28年法律第65号）第33条20に規定する障害児福祉計画を策定するため、一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

**第2条** 委員会の事務は、一宮市障害福祉計画（含障害児福祉計画）の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

（組織）

**第3条** 委員会は、19人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関の代表、関係団体の代表、及び当事者とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から同年度末とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

**第4条** 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

**第5条** 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

**第6条** 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

（秘密の保持）

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（雑則）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、市長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、市長又は市の職員が議長を務める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員委嘱後、初めて開催する委員会は、市長が招集する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員委嘱後、初めて開催する委員会は、市長が招集する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員委嘱後、初めて開催する委員会は、市長が招集する。



## 4 策定委員名簿

氏名	所属団体等	備考
内山 治夫	中京大学/日本福祉大学非常勤講師	会長
野田 正文	元修文大学短期大学部特任教授	副会長
脇田 久	一宮市医師会理事	
今岡 勢喜	一宮市歯科医師会副会長	
近藤 靖子	一宮市薬剤師会副会長	
岡本 将嗣	一宮市議会福祉健康委員長	
澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所長	
山村 孝幸	愛知県一宮児童相談センター長	
栗本 孝弘	一宮市教育文化庁学校教育課 指導主事	
豊嶋 吉武	一宮公共職業安定所長	
平山 孝志	株式会社壺番屋人事総務部長	
河村 正夫	一宮市社会福祉協議会会長	
太田 一弘	一宮市民生児童委員協議会連絡会長	
滝川 広行	愛知県一宮警察署生活安全課長	
細野 優子	愛知県弁護士会	
松崎 俊行	一宮市身体障害者福祉協会会長	
吉田 富貴子	一宮東特別支援学校保護者会代表	
落合 久子	一宮市地域精神障がい者家族会「びわの会」会長	
山田 祥男	コスモス福祉会理事長	

第5期一宮市障害福祉計画(含 第1期一宮市障害児福祉計画)

発行:一宮市

編集:一宮市福祉部福祉課

所在地:〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

T E L:0586-28-8619

F A X:0586-73-9124

発行年月:平成 30 年3月